

# 平成22年塩尻市議会3月定例会

## 総務環境委員会会議録

日 時 平成22年3月10日(水) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

### 審査事項

議案第 1号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市奈良井中町駐車場条例の一部を改正する条例

議案第 6号 公平委員会委員の選任について

議案第 7号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について

議案第 8号 松本広域連合を組織する地方公共団体数の減少、処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

議案第 9号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体数の減少について

議案第13号 平成22年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

### 出席委員・議員

委員長	森川 雄三 君	副委員長	山口 恵子 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	金田 興一 君
委員	小野 光明 君	委員	中野 長勲 君
委員	古厩 圭吾 君	委員	白木 俊嗣 君
議長	塩原 政治 君		

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した理事者・職員

省略

### 議会事務局職員

午前10時00分 開会

**委員長** おはようございます。少し時間は早いですが、総務環境委員会を開催したいと思います。委員の皆さんは全員そろっております。これより開催したいと思います。初めに理事者からごあいさつがありましたらお願いいたします。

### 理事者あいさつ

**副市長** おはようございます。きのうから大変な大雪になりまして足元の悪いところ、また、雪かき等でお疲れのところ御苦労さまでございます。きょう、あす、総務環境委員会をお願いしているわけでございます。当委員会には、条例案件2件、人事案件2件、事件案件3件、予算案件8件になります。特に平成22年度予算等でございますので、それぞれ担当の課長等から詳細な説明を申し上げますのでよろしく御審議いただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**委員長** ありがとうございます。それでは、本日と言いますか、あしたもありますが、日程を副委員長のほうからお願いいたします。

**副委員長** おはようございます。はじめに、本日、協議会とか視察は、今回は予定しておりませんのでよろしくお願いいたします。

本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。審議につきましては議案順ですが、まず1号から9号、13号の1款議会費、2款総務費までを区切りとして審議をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

**委員長** 補足しますけれども、予算につきましては3つくらいに区切ってやりたいと思いますので、それだけ、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。それでは、早速、審議に入りたいと思います。

### 議案第1号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

**委員長** はじめに議案第1号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

**人事課長** おはようございます。それでは、私のほうから議案第1号について御説明申し上げます。お手元の議案関係資料をお願いしたいと思います。議案関係資料の1ページをお開きいただきたいと思います。塩尻市一般職の職員の給与に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

まず提案理由でございます。労働基準法の一部を改正する法律が、この4月1日から施行されることに伴いまして、国家公務員の給与法等が改正されることに準じまして、本市の条例を改正するものでございます。

概要でございますが、まず(1)といたしまして、塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これは、今回の労働基準法の改正に伴いまして、国家公務員給与法等が改正されたことに準じまして改正する内容でございますが、概要といたしまして同一の職員が1カ月間60時間を超える時間外勤務をした場合に、時間外勤務手当の支

給割合を引き上げる内容でございます。

(2)といたしまして、塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正ということで、これは国家公務員の一般職の勤務時間休暇法の改正に準じまして改正する内容でございます。

概要といたしまして、先ほど(1)で時間外勤務手当に関して60時間を超えた場合に割増を支給するというところで御説明申し上げましたが、この割増にかえまして正規の勤務時間において勤務をすることを要しない日、あるいは時間を代休扱いに指定できるという内容のものでございます。

具体的な内容につきましては、次の新旧対照表ということで、2、3ページをお開きいただきたいと思います。2ページの22条の3項でございますが、内容的に少し複雑でわかりづらい内容かと思っておりますので、改正条文の要旨を御説明申し上げますのでお願いしたいと思います。3項につきましては、1カ月の勤務時間が60時間を超えた場合、超えた時間分の時間外手当の一部を引き上げるという内容でございます。通常、現在行っております支給率が、通常ですと時間外勤務100分の125の率で支給しております。夜間につきましては、午後10時から翌朝午前5時まで100分の150の支給割合という形で支給しております。今回の改正に伴いまして、今、申し上げました支給割合にそれぞれ25%の上乗せをいたしまして、通常の時間外勤務手当につきましては100分の125を150、夜間につきましては、100分の150を100分の175に引き上げるという内容でございます。ちょっと飛んで申し訳ございませんけれども、次の4、5ページをお開きいただきたいと思います。先ほど支給割合を上げるというふうなことで御説明申し上げましたが、この支給割合を上げるかわりに代休扱いができるというふうな規定をしたものが、この4ページの勤務時間及び休暇等に関する条例の第5条の4を新設したことによりまして、代休扱いができるということの規定いたしました。

要旨といたしましては、先ほど申し上げました60時間を超えた分について、超過勤務手当額の上乗せ支給にかえまして、60時間を超えた時間分を代休時間に換算いたしまして、通常の勤務日にその時間分を代休扱いができるということの規定したものでございます。

恐れ入ります、また戻っていただきまして、3ページの第22条の4項でございますが、ただいま申し上げました新たな勤務時間条例の規定によりまして、その職員が代休をとった場合、この場合には、先ほど支給割合を上乗せするといふことで3項で御説明申し上げましたが、代休をとった場合につきましては、その前の3項にかかわらず、その超過勤務手当25%の上乗せ支給はしないという規定が、この第4項でございます。つまり通常の時間外手当の支給割合100分の125を出して60時間を超えた分については、代休をとった場合につきましては、60時間を超えた分につきましても100分の125のままの支給をするという内容でございます。

それから、5項につきましては、本市には該当者はおりませんけれども、再任用短時間勤務職員の、この関係の取扱いを規定したものでございます。

以下、ほかの条文の中で部分的な改正がございますが、これにつきましては、用語の定義の場所が変わったこと、あるいは、新たな規定が定められたことによる条文の整備、あるいは、文言の整備という形で整備する形のものでございます。以上でございます。

**委員長** 説明をいただきました。これより質疑を行います。委員の皆さんから何かございますか。

**古厩圭吾委員** 現実はこの60時間を超える勤務というのは、今の現状としてどのくらいあるのですか。

**人事課長** 直近の1年間を集計してみましたが、月平均で約10人が60時間を超える勤務の状況にございます。以

上です。

**委員長** ほかにございますか。

**中野長勲委員** これは一般職、市の職員ということだけれど、臨時職員だとか、そういった人たちの考え方はどうなっているのですか。

**人事課長** 今回の改正につきましては、市の一般職、正規の職員ということでの改正でございます。なお、非常勤職員につきましては、基本的には事務の補助という立場でございますので、超勤につきましてはできるだけ避けるというような形で取り扱いをしてきております。

**中野長勲委員** できるだけ避けるということのようだけれど、いつまでも臨時職員、パートというのはそういう形でいくわけですか。一般職、正規の職員は、こういった人勤の形で見直されていくのだけれど、なるべく、臨時、パートについては残業などをさせないということだけれど、その辺はどうなのでしょう。

**人事課長** 今回の改正は、基本的に月60時間を超えた場合という形になりますので、非常勤職員につきましては60時間を超えるという状況は、まずありえないと思います。もし、そういう状況があるとしますれば、非常勤の職員の増員なりで対応すべき状況かと思っておりますので、基本的には60時間を超えないということが基本かと思っておりますのでお願いいたします。

**中野長勲委員** そこで逃げてはダメだ。

**委員長** よろしいですか。

**中野長勲委員** いいです。

**古畑秀夫委員** これは法律に基づいてということですが、結局、長時間労働で過労死とか、いろいろな問題があったりして長時間労働をさせないことが一つの目的だと思うのですが、これでいくと60時間を超えそうになったら代休を与えた場合には、100分の25なり、100分の50なりという、いわゆる100分の100を引いて25とか50というのは残るといふか、手当として出すという解釈でいいわけかな。

**人事課長** 代休を与えた場合につきましても、例えば10時間を超えた場合、70時間勤務したという場合につきましても、70時間分は100分の125、ないし夜間であれば100分の150は支給いたします。それプラス代休を与えるというふうな形になりますので、今、委員さんがおっしゃられましたように労働時間の抑制ということで、基本的には職員の健康管理が第一だということの中から、当然、超勤の手当の支給はいたしますけれども、その上乗せ分にかえての代休を積極的にとってもらおうということを基本に考えております。以上です。

**古畑秀夫委員** 代休をとった場合に100分の150ではなくて100分の50だけのいわゆる超勤分をくれるといふか、手当をくれるということですか。いわゆる出た部分で代休をとったとすると、そうすると10時間出た、8時間出たから1日代休で休んだということになると、そうすると100分の50だけの手当を支給して、あとは、代休で与えるということですか。今の話だと100分の150はそのままくれて代休とかと言ったが、その辺のところは。

**人事課長** 通常の勤務時間、夜間は100分の150なのですが、通常の午後5時15分から夜の午後10時までの勤務、時間外勤務につきましては100分の125が支給になります。60時間を超えた場合につきましても、同様に100分の125を支給いたしまして、60時間を超えた分については、さらに代休を与える。もし代休が与えられない場合につきましては、100分の125に25%上乗せいたしまして100分の150の支給をする。どちらか選択というような形になりますので、基本的には従来どおりの100分の125の支給は行われて、さらにその上乗せの支

給をするのか、あるいは、代休を与えるのか、これは選択というふうな形になります。

**古厩圭吾委員** その選択は、どちら側サイドでしていくということになるわけですか。

**人事課長** 先ほど申し上げましたように、今回の労働基準法の改正の趣旨といたしまして労働時間の抑制、あるいは長期の労働をした場合には、できるだけ体を休めろというのが基本的な趣旨でございます。したがって、選択と言いますか、どちらかで行くわけなのですが、私どもといたしましては労働基準法改正の趣旨にのっとりまして、できるだけ休ませる方向で考えさせていただきたいというふうに思っております。

**副市長** 誰がやるかということは、任命権者がやるということ。

**人事課長** そうですね、任命権者の命令でという形になります。

**古厩圭吾委員** そういうことなのだけれども、本人が休まないよということならば、それも優先されるということですか、そういう状態で。趣旨はそれなりに理解はできるのだけれども、それはどうなるのですか。

**人事課長** 細かい内容につきましては、職員係長のほうから御答弁させていただきます。

**職員係長** 附則等の中では、労働者側に選択権があるということに第一義的はなっております。ですが、組合のほうとも交渉を進めまして、できるだけ、先ほど課長がお話しましたように体を休める方向で調整させていただきたいという趣旨でございます。以上です。

**金田興一委員** 一番心配するのは、月に60時間を超えて働く職員という者は、それなりに職責もあつたり、忙しい職場にいると思うのです。法の趣旨にのっとり、できるだけ勤務を軽減しなければならないということで代休を与えなさい。ただ実態として代休は与えられ、ちょっとどうしてもここがわからないので来てくれやというような形で職場に顔を出したり、あるいは電話連絡したりという、そういう実態には出ない部分というものが出てくるおそれというものは、私は多分にあると思うのだけれど、その辺のところに対するどのような配慮を考えていますか。

**人事課長** 人事課といたしましては、庁内、トータル的な視点からその辺の管理をしていきたいと思っておりますけれども、当然、個別の部署につきましては課長等を中心といたしまして、できるだけ休んでもらうというふうな方向でいきたいと思っておりますので、その辺は組合とも協議しながら、あるいは所属長への周知徹底も図りながらいきたいと思っております。これから規則の中で細かな関係は規定してまいりますけれども、その代休がとれる期間というものも、一応、限定された内容にはなるかと思っております。ただ、そうしますと時期的にどうしても2カ月、3カ月、忙しくて代休がとれないという状況が、当然、あるかと思っております。そのような部分につきましては所属長の判断のもとで、ある程度のゆるやかな運用を図ってまいりたいと思っておりますので、できるだけそういった形で代休をとらせる方向にしたいというふうに考えております。以上です。

**委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

ないようですので、議案第1号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第1号は、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

## 議案第2号 塩尻市奈良井中町駐車場条例の一部を改正する条例

**委員長** 次に議案第2号塩尻市奈良井中町駐車場条例の一部を改正する条例に移ります。説明を求めます。

**地域づくり課長** それでは、議案関係資料で御説明をさせていただきたいと思います。6ページをお開きいただきたいと思います。議案第2号塩尻市奈良井中町駐車場条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

提案の理由でございますけれども、市の奈良井中町駐車場用地の一部を地元の公民館分館の建設用地として、市から譲渡するにあたりまして、これにかかわる分筆登記を行ったことに伴うものでございます。

条例の改正概要でございますけれども、この駐車場の位置、地番でございますが、これを改めるものでございます。

なお、この条例の施行等につきましては、公布の日から施行をするものでございます。

次に、次ページの7ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。表中、下線部分でございますが、駐車場の位置が、現行、塩尻市大字奈良井342番地1となっておりますけれども、今回の分筆によりまして枝番が1から6となる改正でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

**委員長** それでは質疑に移ります。何かございますか。

**小野光明委員** 公民館用地ということで現行の駐車場は減るわけですけど、対岸に広く、今度、整備されるのですが、いわゆるこちら側というのは、地元の人にとって必要なものだと思うのですが、前の跡地の利用も含めてどのようになりますか。

**地域づくり課長** もとの分館跡地につきましては、今回、市の駐車場として使っておりましたけれども、その中で約14台分がそちらのほうに移って、そちらのほうへ市の今までの駐車の方を移すというふうになっております。

なお、そこへ建設した経過でございますけれども、先ごろ土砂災害防止法によりまして土砂災害警戒区域ということになりまして、やはり、地域の災害に対しての避難場所としては適当でないということから、今回の用地へお願いをしたという経過でございます。以上です。

**小野光明委員** 14台分というものは月極めで借りていた人がそちらに移ることで、駐車場としての、月極めで借りていけば、いわゆる利便性が低下するのですけれども、料金的には変わってくるのですか。

**地域づくり課長** これにつきましては、昨日、移っていく方を対象としまして、説明会を地元で開催したということございまして、今まで1台月2,500円ということで、市のほうでは請求をしておりました。なお、地元としても同額の、地元の駐車場も地元で貸しているわけですけども、その駐車場もちょうど2,500円という金額でございますので、それをお願いをしたということでございます。以上です。

**白木俊嗣委員** 342の1から6と言うけれど、この間の2、3、4、5というものは、それは土地があるわけですか。

**地域づくり課長** 途中の番号については、ほかにそういう番号がありますので、今回は飛ばした形で載ってくる、そういうことになります。したがって、今回の土地が342の1、そして5、6、7ということで4つに分れたというふうに理解していただければよろしいかと思います。以上です。

**委員長** ほかにありませんか。ないようですので、議案第2号塩尻市奈良井中町駐車場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第2号については、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

## 議案第6号 公平委員会委員の選任について

**委員長** 次に議案第6号へ移ります。公平委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

**人事課長** それでは、議案関係資料の15ページをお開きいただきたいと思います。議案第6号の公平委員会委員の選任についてでございますが、提案理由でございます。公平委員会委員の選任につきまして、地方公務員法の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

概要でございますが、現在、公平委員会委員につきましては、地方公務員法の規定に基づきまして委員3人でございます。3人のうち新倉正雄氏が、この6月21日で任期満了となります。それに伴いまして古田澄人氏を適任者と認め選任しようとするものでございます。古田氏の略歴につきましては、次の16ページのほうにございますが、現在、広丘吉田のほうにお住まいでございます。以上よろしくお願いたします。

**委員長** 質疑を行います。何かございますか。

**小野光明委員** 年齢をどうこう言うつもりはないのですけれども、こういった結果にも関係するのですけれども、年齢要件と言いますか、あまりに何でも、どの辺を高齢と言っているかあれですけど、4年も任期がある中で、あまり若い人と職務をまっとうできないくらいがあると思うのですけれども、その辺、年齢要件等、厳格にはないかと思うのですが、どのように考えていますか。

**人事課長** 今、御指摘のとおり年齢的なものの要件は特にございません。公平委員というお立場上、ある程度経験を積まれた方というふうな見方もあろうかと思えますし、当然、御本人さんの人格についてももちろんそうでございますし、御本人さんにつきましても、そのような意欲をお持ちの方でございますので、今回、適任者というふうなことで提案をさせていただいております次第であります。以上です。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

ないようですので、議案第6号公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第6号公平委員会委員の選任については、全員一致をもちまして同意すべきものと決しました。

### 議案第7号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について

**委員長** 続きまして、議案第7号長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少についてを議題といたします。説明を求めます。

**総務部長** それでは、議案説明資料の17ページをお願いいたします。長野県市町村自治振興組合につきましては、長野県の全市町村が加入している組織でございます。概要に書いてありますように、この3月30日をもちまして波田町が脱退すると、こういうものでございますので、市町村数が減少という形になります。そういうことの議案でございますのでよろしくお願いたします。以上です。

**委員長** 委員の皆さんから質疑があればお出しいただきます。

**中野長勲委員** それで波田町が抜けると、いくつになるわけですか。

**行政係長** 市町村数につきましては77市町村になります。市が19、町が23、村が35となります。よろしいですか。

**小野光明委員** 自治振興組合側からすると数が減っていくことは、逆に自治が振興しなくなると思うのですが、  
どうなのですか。

**総務部長** それを言われても何ともしようもない。そもそも、このやっている共同事務を処理している自治につきましては、自治会館の設置と管理運営に関する事務と、もう一つは、電子自治体の推進に関する事務をこの振興組合はやっています。そういうことですので、全市町村が加入ということになりますので、数が減っていき、その中でやっていくということになりますのでお願いします。

**委員長** よろしいですか。

**小野光明委員** はい。

**委員長** ほかに、ないですかね。

ないようですので、議案第7号長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第7号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

#### **議案第8号 松本広域連合を組織する地方公共団体数の減少、処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更に ついて**

**委員長** 続きまして、議案第8号松本広域連合を組織する地方公共団体数の減少、処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

**企画課長** 議案資料の18、19ページをお開きいただきたいと思います。先ほど議案第7号の趣旨に基づきますけれども、同様でございますが、1番の提案理由といたしまして、平成22年3月31日付で波田町が松本市に合併することに伴いまして、松本広域連合長から協議が求められたことに伴いましての議会の議決をお願いするものであります。

概要であります。1番といたしまして、この3月30日をもって松本広域連合から東筑摩郡波田町が脱退するものであります。したがって、現在の9市町村の組合数から8市村に変更するものであります。

2番目ではありますが、松本広域連合の処理する事務から国の指針によりまして、ふるさと市町村圏計画に関する事務を削って、松本地域の広域行政の推進に関する事務及び松本地域ふるさと基金事業の実施に関する事務を加えるものであります。

3点目でございます。この脱退に伴います議員定数、あるいは、経費の負担割合等についての規約を変更するものであります。規約の新旧対照表につきましては、後ほど説明させていただきます。

4番の規約の施行等でございますが、この3月31日から施行するものでありまして、ただし、処理する事務の改正規定につきましては、新年度から4月1日からの施行とするものであります。

では、新旧対照表に沿って概要を説明させていただきます。19ページのほうをごらんいただきたいと思いますが、主な内容は先ほど申し上げましたとおり、波田町の松本市の合併に伴いましての脱退ということで、市町村という言葉が市村に変更するものであります。

2番目といたしまして、国の指針によりましてふるさと市町村圏計画をここで廃止して、広域計画に添った必要な改正をするものであります。



3点目でございますが、別表等で負担金の割合を改める、改正するものでありますのでお願いいたします。

第2条でございますが、波田町を削りましての関係市村に改めるものであります。

第4条でございますが、その広域連合に掲げる事務といたしまして、先ほどの説明のとおり、ふるさと市町村圏計画の内容等を削りまして、改正案といたしまして第1号ですが、松本地域の広域行政の推進に関する事務、第2号では、松本地域ふるさと基金を活用する事業の実施に関する事務へ改めるものであります。

第5条で、広域計画の項目であります。前条、第4条の趣旨に沿った内容で、第1号、第2号を改めるものであります。以下、関係市村等に改めるものであります。

20ページのほうをごらんいただきたいと思っております。第7条であります。波田町からの議員の分が減り、議員の定数を26人から24人に改めるものであります。議員の選挙の方法につきましては、4号でありました波田町の部分については削られた内容であります。

第11条、執行機関の組織であります。副広域連合長を8人から7人に改めるものであります。

次の21ページにいきまして18条の経費の支弁の方法であります。これにつきましては、後ほど別表1、2で説明をさせていただきます。

次、22ページのほうをごらんいただきたいと思っております。今まで規約の19条でふるさと市町村圏基金の設置をしておりましたが、これにつきましては基金条例がございますので、現在のところそちらのほうで解釈ということで、規約のほうからは削るものであります。

経費の負担の内容でございます。別表第1でございますが、まず、3市、松本市、塩尻市、安曇野市に関係した均等割は変更ございません。

次に東筑摩郡の各村につきましては1つなくなりますので、6から5ということで、5で除して得た額という内容になります。

7項の介護認定申請にかかわるものにつきましても、同様に8市村になりますので9分の1から8分の1という変更になります。第8の項も同様であります。

次に24、25ページをお開きいただきたいと思っております。別表第2、消防の関係に係る経費負担の内容でございます。こちら共通通費としましては、本市としては変更するものではございません。市町村を市村に改めるものであります。署処設置経費につきましても同様であります。以上でありますので、よろしく御審議のほど、よろしく願いいたします。

**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから御質問があればお出しください。

**白木俊嗣委員** これは今、負担割合は変わらないと言ったけれど、金額的にはどのくらいふえるわけですか。

**企画課長** 塩尻市としましては、そんなに大きな変更等はございません。市町村負担金で、後ほど一般会計の予算で計上させていただいておりますが、議会費、総務費等につきましては特に変更するものではありませんし、民生費のほうにつきましても、どちらかという実績額、介護認定の審査事務、あるいは障害認定の審査事務分が影響するものですから、それが8分の1になっても費用としては、予算としては2,000円程度しか変わっておりません。あと、特に東筑摩郡等は影響しておりますが、市のほうにつきましては、当市につきましては、さほど影響というものはありません。

**白木俊嗣委員** だけれども、これを考えたら波田町の分を村にみんな負担させるといっても、塩尻市は2,000円

ばかりで済むなどと、そのようなことで済むと思いますか。広域の関係、消防もみんなあるけれど、それぞれみんな、波田だって相等の金額から負担していたでしょう。それは、だけれど、村にみんな負担させて、市町村には影響はないと言うが、それは少しおかしくないか。それは、影響は出てくると思うよ。

**企画課長** 均等割につきましては、当然ながら額は変更しております。それにつきましての額というのは、今度、8で割り返すものですから負担金の変更として、増減としては、平成21年度に対しての平成22年度では、本市としては1,300万円の変更はありますが、これは、それぞれの全体の事務経費での総額での変更であるものですから、一概には負担割合が変更というわけでもございません。多少の、やはり変更というものはございます。

**白木俊嗣委員** 私は理解できないけれど、それでは波田町は、今、消防だけでもどのくらい負担しているのか。これは松本市がみんな、松本市に合併するから松本市が全部背負うというならわかるけれど、そのようなわけにもいかないと思う。均等割があって、そしてあと人口割があったりするから、当然、負担は出てくると思う。

**企画課長** 現在のところは、波田町は全体で、負担金合計で1億5,000万円ほどであります、消防費まで含めまして。そのうち消防費だけで1億4,000万円くらいであります。

**白木俊嗣委員** それで、ほかの市なり村に割り振りにになってくるのではないのか。ならないのか。松本市がみんな一手に背負ってくれるわけか。

**企画課長** 基本的に人口割の部分につきましては、松本市へ波田町としては合併になるものですから、影響としてはその均等割の部分になってくるのですが、ただ、均等割のこの負担割合表を見ていただいたとおり、均等割の部分というものは全体の10分の3というような指数なものですから、その影響額というものは、それほど本市にとっても大きなものではない。ただ、実績とか人口割の部分は、当然ながら松本市さんのほうへは、その分は乗りますし、あるいは、均等割の部分も、今まで東筑が6つでやっていたので、その分は、東筑のほうへは均等割で出てくる。以上です。

**白木俊嗣委員** よくわからない、それはどこかに表があるわけか。ただ、私は今、ふと思うに、例えば高速道路の関係で、各町村に割り振られたのがあったではないですか。あれも各町村、600万円だか900万円くらいの割り当てがあったのだよね。それだけでも、各町村なり市町村の均等割なものだから、その額だけでも減ってくれば、それは全部松本市がくれるわけか。

**企画課長** 消防費のほうは、委員さんがおっしゃるように、そういった実績によって共通経費のほうから、救急業務の関係だとか、そういったものは確かにあります。ただ、それについてというものについても、財源的には普通交付税の需要額で後ろ盾したいと思うのですけれども、実績の部分と全体額についても松本市のほうへ全体割合が伸びてくるというような状況です。

**白木俊嗣委員** それでは、実質的には、塩尻市はそんなに負担額はふえないということだね。後でまた、ふえるなどと言わないでくれ。

**委員長** ほかにございますか。

ないようですので、議案第8号松本広域連合を組織する地方公共団体数の減少、処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第8号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

### 議案第9号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体数の減少について

**委員長** 引き続きまして議案第9号に移ります。議案第9号長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体数の減少についてを議題といたします。説明を求めます。

**市民課長** それでは、議案関係資料26、27ページをお願いします。議案第9号長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体数の減少につきまして御説明を申し上げます。

提案の理由につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合長から協議を求められました広域連合を組織する地方公共団体数の減少につきまして、地方自治法第291条の1の規定によりまして議会の議決をお願いするものであります。

概要につきましては、先の議案第7号、第8号と同じく、東筑摩郡波田町が松本市に編入合併することに伴い、長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体数が減少するものでありますのでお願い申し上げます。以上です。

**委員長** 説明資料は26ページだけでよろしいですね。

**市民課長** 済みません、26ページです。

**委員長** それでは質疑を行います。ございますか。

ないようですので、議案第9号長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体数の減少について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第9号については、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

ここで10分休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時51分 再開

**委員長** おそろいでありますので再開したいと思います。

**議案第13号 平成22年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用**

**委員長** 続きまして議案第13号の平成22年度塩尻市一般会計の審議をするわけでありまして、質疑がおそろしく膨大になると思います。ぜひとも明瞭な質問、討論、簡潔にさせていただきたいということが1点、それから、委員長が指名した方だけの発言とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。それから先ほども冒頭、説明もいたしましたけれども、この質疑にあたりましては3つに区切って行いたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。はじめに歳出の議会費、それから総務費の委員会付託部分、これを一区切りにしたいと思います。それから2回目といたしまして、民生費、衛生費、その他当委員会に付託された部分を2回目の審議とさせていただきます。そして3回目

に歳入全般ということで審議を進めてまいりますので、どうかよろしく願いをいたします。その間、職員の皆さん、関係ない場合は退室されて結構でございますので、その点は、また柔軟な形の中で出入りのほうをお願いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、平成22年度塩尻市一般会計予算、歳入全般、歳出に関しましては当委員会に付託された部分の審議をこれから行います。最初に説明を求めます。

**人事課長** それでは議会費の説明に入ります前に、人件費につきまして各科目に共通した内容がございますので、私のほうで一括説明をさせていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。人件費につきましては、該当科目ごとに給料、手当、それから共済組合負担金、あるいは嘱託員報酬、社会保険料等をそれぞれ計上してございますが、総体的に昨年8月の人事院勧告によりまして、議員の皆さん、それから理事者の特別職につきましては、期末手当が前年と比べまして0.25カ月、それから一般職につきましては月例給で平均0.2%、期末勤勉手当で0.35カ月、それぞれ減額の予算となっております。したがって、基本的には、人件費につきましては減額の計上となっておりますので御理解いただきまして、以下、人件費につきましては、各課長からの説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

**議会事務局次長** 予算書72、73ページをお開きいただきたいと思います。1款議会費ですが、右側の説明欄で御説明させていただきますのでお願いしたいと思います。上から3つ目の白丸、議会活動費中、上から5つ目の黒ボツになります。費用弁償444万8,000円ですが、各種会議に出席、あるいは各委員会視察等に要する経費であります。視察費の一部見直しとか、あるいは広報委員会の視察が2年に一度となることで、前年対比87万円余くらいの減額となっております。

それから4つ下になりますけれども印刷製本費229万円につきましては、議会だより発行に要する経費となっております。

それから7つほど下になりますが、会議録作成委託料393万5,000円につきましては、本会議、あるいは委員会の会議録等を作成する経費でございます。

それから下から2つ目になります。姉妹都市議会との交流会開催地元負担金10万円につきましては、来年度は南伊豆町が来塩することになっておりますので、それに要する費用でございますのでお願いをしたいと思います。以上です。

**総務部長** 76、77ページをお願いいたします。77ページの一番下の白丸ですけれども一般管理事務経費でございます。3,700万円余でございますけれども、前年と比較いたしまして500万円ほど減額となっております。500万円の内訳でございますけれども、後ほど説明いたしますけれども、自動車等借上料で300万円ほど減でありますし、もう1点は、50周年記念地区の連携イベント助成金が200万円ほどございましたので、その分の減額でございます。

それでは79ページをお願いいたします。上から2つ目の自動車等借上料でございますけれども、リースの満了、あるいは、再リースによりまして、先ほど言いました300万円ほど減額となっております。以上です。庶務費は以上です。

**秘書広報課長** その下の白丸をお願いいたします。秘書事務諸経費でございます。これにつきましては、通常の秘書関係の事務経費でございます。前年比で言いますとマイナスの6.7%、45万1,000円ほど減額でございます。大きいものとしましては、旅費の関係、交際費の関係がございますけれども、これも当初の予算編成方針どおり減額計

上させていただきまして、旅費で13万7,000円、交際費で16万円ほど減額計上ということの中での計上をさせていただきます。

あと各種負担金等につきましても、昨今の経済状況がございまして、各団体ともほぼ前年並ということで来年度も計上をさせていただきます。

一番下、信州塩尻会事業負担金でございますけれども、こちらにつきましては、東京、名古屋、関西とございますけれども、平成22年度につきましては、関西が開催されるということの中での40万円ということの中で計上させていただきます。以上であります。

**総務部長** その下、庁舎施設管理費でございます。前年と比較いたしまして700万円ほど減額でございます。内訳といたしましては、緊急経済対策のために庁舎等改修工事で500万円ほど前倒しをさせていただいておりますので、それからもう1点、営繕修繕料の前倒しが300万円ほどございます。

特に変わったところにつきましては、81ページをお願いいたします。黒丸の下から5つ目に電力デマンド監視情報配信委託料4万5,000円がございまして、中部電気保安協会に委託をするものでございますけれども、これにつきましては、改正省エネ法が平成22年4月1日から動き出します。そのために平成21年度中に、市役所全体で年間のエネルギー使用料がどのくらいあるかという把握を現在してございます。それで、平成21年度中に1,500キロワット以上あった場合には、エネルギー使用状況届出書というものを提出しなければいけないこととなります。それを届け出ますと、エネルギーの管理統括者とか管理企画推進者、あるいは、管理者、管理員という、この者を届けなければいけないこととなります。あわせて定期報告書、あるいは、中長期の計画書の提出が義務づけられるということでございますので、今言いました4万5,000円を中部電気保安協会に委託したいと、そのかかる装置につきましては、協会のほうで提供していただきますので、その分のデータをそういう形のもので使いたいというのが1点。

それから黒丸の2つ目の議場放送設備の借上料でございます。御存じのように昭和60年に改修をして以来、議場の放送設備は24年経過ということでございまして、交換部品も在庫がないというような状況でございますので、いつ壊れてもおかしくない状態でございますので、5年リースで対応したいというものでございます。期間的には6月議会終了後に手をつけたいということで、この中の借上料につきましては8カ月分だけ予算化をしております。あとは債務負担行為でやっていくという状況でございます。

その下の1つ下の丸ですが、一般管理事務負担金につきましては、前年より3万円ほど減になってございます。これは会議出席負担金とか、協会の負担金の見直しでございます。

それから平和祈念事業につきましては前年と同額でございまして、費用弁償につきましては、各中学校2人6校とあと先生が1人でございます。13人分の費用弁償をみているという状況でございます。以上でございます。

**委員会事務局長** 同じくその下にございます固定資産評価審査委員会費20万8,000円でございますが、委員会は固定資産の課税台帳の登録価格につきまして、不服の申し立てがあった場合に審査するもので、その事務費でございます。

1つ目の委員報酬3人分につきましては、日額9,500円にて計上しているものでございます。その下の委員の退任記念品代につきましては、委員のうち、お一人が7月に任期満了となるものでございます。以上でございます。

**秘書広報課長** 一番下の丸でございます。都市交流事務諸経費でございまして39万3,000円でございます。前年比10万円ほどの減額でございますけれども、黒ボツの一番下、都市交流協会補助金を前年比10万円の減とさせて

いただきました。姉妹都市、友好都市との交流に要する経費でございますけれども、効率的な執行に努めてまいりたいと考えておりますのでお願いします。以上でございます。

**人事課長** 次の82、83ページをお開きいただきたいと思います。83ページの一番上の白丸、職員支援事務諸経費でございます。このうち一番上の退職職員等記念品代につきましては、年度末までの退職者及び20年の永年勤続職員に対します記念品代でございます。

4つほど飛びまして公金総合保険料、これにつきましては公金の盗難等に対する保険料という形で、人口規模によりまして保険料が決まっております、今年度の人口の6万8,500人を基礎といたしまして、1人当たり2円30銭の掛金となっております。

その下、職員採用試験事務委託料、これにつきましては職員の採用試験にかかります委託料ということで、日本人事試験研究センターのほうに委託するものでございまして、教養試験、専門試験、職場適応性検査の委託料でございます。

その下のIDカード作成委託料、就業管理システム保守委託料、就業管理システム使用料、これにつきましては、職員の出退勤の管理ということで職員証の作成、あるいはカードリーダー等の補修委託料の予算でございます。以上です。

**総務部長** その下の文書事務費でございます。前年と比べて28万円の減でございます。下から2つ目の例規管理システム委託料につきましては、前年は460ページございましたけれども平成22年度は400ページということで、この分の減額が主なものでございます。

その下のパソコン等使用料が新規でございまして、情報ソフトの使用料ということで、E例規というものでも対応したいと、要は、国から準則がおりてくるのが遅いものですから、それをいち早く取りたいということで予算化をさせてもらっておりますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

**秘書広報課長** その下の白丸、広報広聴活動事業費でございます。これは活動に要する経費を計上させていただきすけれども、前年比でおよそ137万円ほどの減という形でございます。大きなものを御説明いたしますけれども、印刷製本費の関係で、発行しております広報おじりのページ数の見直しと、7月1日号でいつも折り込んでおりますけれども、市長への手紙の関係でございます。これらの発行方法について少し見直しをさせていただきまして、印刷経費で90万円ほどの減でございます。

あと、オフトーク等放送広報料がございすけれども、こちらに伴いまして、大体ここも20万円ほどの減でございます。

シルバー人材センターのほうへは、広報の仕分けと配布委託をしておりますけれども、こちらにつきましては人件費等がほとんどでございますので、これらについては減額計上できませんでしたので、ほぼ同額という計上をさせていただきました。

次のページ、84、85をお願いいたします。あと、こちらのページは、委託、使用料の負担金等ございまして、見直しの対象となるものが少ないわけですけれども、その中でもオフトークの使用料につきましては、設置台数を見直しさせていただきまして、多少の減という形をとらせていただきました。以上であります。

**会計課長** 続きまして、その下の会計事務諸経費をお願いいたします。総額で182万6,000円でございます。前年度との相違点でございますが、黒ボツの一番下、備品購入費でございますが、これは、今年度計上させていただきました。今、金融機関や社外データをパソコンから送っておりますけれども、今、使っているソフトは容量が限られて

おりまして、またより多くのデータが、この度の新しいパソコンソフトを買いいたいというものでございます。

それともう1点、窓口にレジスターを1台、購入をお願いしたものであります。以上でございます。

**財政課長** 次の財政管理事務費は事務にかかわる消耗品等でございます。その下の市民公募債発行事業につきましては、しおじりワイン債の発行2億円にかかわる経費でございまして、購入者、抽選になりますが、景品代57万2,000円、また、取り扱い金融機関への発行事務手数料といたしまして195万6,000円、景品の郵送料12万4,000円を計上させていただいたものでございます。

次の86、87ページ、財産管理事務諸経費でございまして、この経費中下から2つ目の黒ポツ、市有物件災害共済会返還金につきましては、平出遺跡復元住居火災がございました、この加害者の損害賠償金で52万円を計上したものでございます。

次の基金積立金中、下から4つ目の合併振興基金元金積立金につきましては、平成21年度と同額の5,000万円を積み立てるものでございます。

次のページの土地開発基金繰出金につきましては、利子の積み立て分49万5,000円を計上するものでございます。以上でございます。

**企画課長** 6目企画費についてであります。予算の説明資料で7ページのほうでありますので、お聞きいただきたいと思っております。平成22年度では、全体で2,023万5,000円を計上させていただきました。前年度対比では、577万6,000円の減であります。これは、主に地域振興事務諸経費を地域づくり振興費に統合したことや、産学官共同研究推進事業、あるいは、市制施行50周年記念事業の減によるものであります。

予算書89ページのほうで説明させていただきます。2番目の企画事務諸経費のうち行政評価システム運用委託料285万6,000円を計上させていただきました。後期基本計画がここでできあがるわけなのですが、それに伴いまして、評価システムの改善、あるいは市民評価としてのアンケート等の実施によるもので、この財源といたしましては、88ページに県支出金がございますが、この緊急雇用の創出事業の補助金を充てて行うものであります。

次のふるさと寄付金PR事業委託料351万8,000円につきましては、本会議の石井議員さんの質問にもありましたが、本市の魅力を広く発信し、ふるさと寄付金の制度や意味、あるいはコンテンツを作成するなどして塩尻市を広くPRし、寄附金の拡大を行うものであります。これも先ほど同様、その財源を緊急雇用創出事業補助金として10分の10を計上させていただいております。

1つ飛んで先ほど御審議の中にもありましたが、松本広域連合負担金であります。これは、議会と総務費分として1,197万7,000円を計上させていただいたものであります。昨年度と比較し138万円の増となっております。

次に未利用地等対策事業であります。この枠全体で118万3,000円を計上させていただいております。中の黒ポツの下から4つ目になりますが、旧人材育成エリア等維持管理委託料34万1,000円を計上させていただきました。これにつきましては敷地内の周辺、あるいはトイレの清掃等、シルバーへ委託して、あるいは塩尻マレット協会にその清掃業務等管理業務を委託して行う経費であります。

その次の柿沢苗圃跡地維持管理委託料22万7,000円でございますが、これにつきましては、当該用地の周辺の草刈りを委託して行うものであります。

その下、トイレ借上料22万1,000円につきましては、先ほどの旧人材育成エリアのトイレのレンタル、借り上げの費用でございます。以上です。

**情報推進課長** 7目情報開発費について御説明申し上げます。予算書につきましては、88、89ページをお願いします。予算関係資料につきましては、8、9ページをお願いします。

情報開発費につきましては、前年対比で2,500万円余減額となっておりますが、主なものとしましては、リース料、5年のリースが切れたものについて、完了したものについて再リース等に対応しているもの。それから、平成21年度で行いましたSBCシステムのバージョンアップ経費、それから情報プラザの指定管理委託料のところから600万円ほど減額になっておりますが、これにつきましては、IT基礎講座が平成22年度から市民交流センターの事業となったため、そちらのほうに予算を移管してあります。

それでは、89ページ、一番下のところの住民情報等電算処理システム運用事業についてお願いします。主なものとしましては、下から2番目の黒ボツ、パンチオペレート業務委託料ですが、これにつきましては、パンチャー2人分の経費でございます。なお、2人のうち1人は週3日という、データ等が減少してきたために勤務日も減少してございます。

次のページ、90、91ページでお願いしたいと思います。上から4つ目の黒ボツですけれども電算機器使用料です。これにつきましては、中央処理装置等、それから磁気リース等のリース料が主なものでございますけれども、これにつきましては、前年対比で340万円余減額となってきております。

次の白丸ですけれども、行政情報等ネットワークシステム整備事業ですけれども、これの主なものとしましては、下から2番目のパソコン等使用料、これにつきましてはパソコンが216台、プリンターが61台ほかのリース料でございます。財務会計等システム使用料につきましては、市のホームページのシステム、財務会計、人事給与、グループウェア等のソフトウェア関連等のリース料でございます。

次の白丸ですけれども、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業ですけれども、先ほど御説明いたしましたように、IT基礎講座600万円は指定管理料から減額となっております。真ん中より少し下のところにあります指定管理料が、今年度は7,400万円余ということでございます。その下のパソコン等使用料ですけれども、これは、情報プラザにあります庁内用のネットワーク機器、あるいはサーバ等の借上料でございます。

その下の黒ボツ、電柱共架料ですが、これにつきましては、光ケーブル等を中電の電柱、あるいはNTTの電柱を借りて、買って預けて、その共架料ということでございます。一番下の電線共同溝事業負担金につきましては、これは、国道19号の共同溝の負担金でございます。

次の白丸、電子市役所構築事業ですけれども、2番目の黒ボツ、パソコン保守点検委託料、これにつきましては、システムの補修等の委託料でございます。1つ飛びましてSBCサーバ等使用料、これにつきましては、SBCサーバ、あるいは、端末450台ほかの使用料でございます。その下の総合行政ネットワーク運用負担金につきましては、県の高速ネットワークの負担金、それから県の電子認証システムの負担金でございます。

次のページの白丸ですが、情報処理システム再構築事業につきましては、住民情報等システム保守委託料が1,100万円余、それから電算機器使用料が1億400万円余という概要予算額でございますが、内容としましては、平成19年度から再構築事業の運用が始まっておりまして、これの平成19年度は税システム、平成20年度が住民記録システム等を行ってきております。なお、平成22年度につきましては、福祉医療、保育料等を予定しております。私からは以上です。

**地域づくり課長** 同じページ、92、93ページをごらんいただきたいと思います。予算資料は10ページからです。



8目地域づくり振興費のうち一番上の白丸、地域づくり推進事業でございます。主な内容であります。地域づくり課の臨時職員賃金とふれあいのまちづくり事業補助金でございます。このふれあいのまちづくり補助金461万2,000円でございますけれども、これは地区及び区が行う地域づくりのための事業に対して交付するものでございまして、本年は、地区の史跡の手入れ、また、地区の運動施設の改修、また、防災マップの作成など総額で738万円の事業に対して交付をするものでございます。

その次の白丸、コミュニティ施設等整備事業でございます。これも予算資料の10ページでございます。防犯灯の新設と維持改修を予定している155灯分、181万5,000円。また、指定防犯灯の電気料の補助といたしまして611灯分、311万7,000円、それと集会所1カ所の改修補助金として32万円を支出するものでございます。

次にその下の白丸、行政連絡諸経費でございます。一番上の黒ボツ、行政連絡長報酬66人分、2,920万7,000円でございますが、これは、各区長さんに行政連絡長をお願いしているところでございますが、年間報酬といたしまして均等割で24万円、また、世帯割の合算によりまして、上限を60万円として報酬をお支払いするものでございます。なお、平均で一人約44万円の平均となっております。

次に黒ボツの下から4番目の行政連絡委託料1,712万1,000円でございますが、これは行政連絡活動費、これは区長さんへの委託でございますけれども、370円に住民基本人口を乗じた額、約910万円でございます。それと行政連絡事務費、これは組長さんへの委託となりますけれども、390円に広報の実配布数を乗じた額800万円をそれぞれお支払いするものでございます。

その下の一番下の白丸でございますが、地域審議会事務諸経費でございます。これは、檜川地域審議会の委員20人おいでになりますが、この3回分の委員報酬でございます。

ページをめくっていただきまして、94、95ページ、9目支所費でございます。経費におきましては、95ページの一番上の白丸、片丘支所管理運営費をもとにいたしまして、各支所ともほぼ共通でございますので、これで説明をさせていただきます。真っ先の臨時職員賃金でございますが、これは支所の窓口配置をしております職員の賃金でございます。1日当たり6,100円、年間209日分を支給するものでございます。なお、北小野支所でございますけれども、ここは老人福祉施設を併設してございますので、ボイラーと施設管理を含め2人体制となっております。また、他の支所の窓口につきましては、吉田支所は、嘱託、臨時それぞれ1人、その他の支所につきましては、臨時1人が窓口対応となっております。

その下の普通旅費、消耗品費以下、車両重量税までは、支所の通常の維持管理費並びに地域振興活動費にかかわる経費でございます。この中で前年と多少変わるところでございますが、黒ボツ、下から4番目ファクシミリ使用料でございます。昨年までは、支所のファクシミリ、本庁との窓口業務でやり取りをしていましたが、コンピューターネットワークの構築によりまして、その機能が薄れましたので、支所の事務のみに主に使われることから、本年度、市民課対応から各支所対応とさせていただきます。以上でございます。

**くらしの相談室長** 予算書104、105ページをお願いいたします。予算説明資料につきましては18ページです。まず白丸の生活支援対策費ですが、今年度120万円増額となっておりますけれども、主なものにつきましては臨時職員賃金の賃金を人事課から担当課に変更されているものであります。

上から4つ目の黒ボツの印刷製本です。これはことし初めて出てきますけれども、ワイン講座用のパンフレットを購入するという経費21万5,000円を盛っております。あと一番下の黒ボツ、消費者団体補助金であります。これ

は塩尻市消費者の会への補助金として交付するものです。

続きまして106、107ページをお願いいたします。生活支援活動費ですが、シチズンサポーター報酬並びに社会保険料1人分が、上から2つ組み込まれております。また、上から4つ目の黒ボツの法律並びに特設合同相談員謝礼ですが、これは法律相談が弁護士3人で31回分、また特設合同相談におきましては、弁護士2人並びに行政相談員3人分の謝礼となっております。

あと下から3つ目の郵便料ですが、これはグローバル情報誌、外国語の情報誌でありますけれども、それを発行する郵便料です。

自動車借上料、これにつきましては、弁護士の帰りのタクシー代を定例相談8回、特設相談1回分の6万1,000円を盛らせていただいております。以上です。

**人事課長** それでは107ページの後半部分、11目の職員厚生費でございます。まず最初の白丸、嘱託医報酬につきましては労働安全衛生法に基づきまして、雇用者が50人以上の職場につきましては、嘱託医の設置義務が課せられておりました、引き続き田村内科医院に嘱託医としてお願いするものに対する報酬でございます。

その下の白丸、職員健康管理・福利厚生費ですが、下から2つ目の黒ボツ、健康診断料、これにつきましては、やはり労働安全衛生法によりまして、職員の健康管理の面からの診断が義務づけられておりました、ヘルススクリーニング、循環器系検診、あるいは人間ドック、いずれかを年1回受診していただくということで決められております予算でございます。

その下のメンタルヘルスカウンセリング委託料でございますが、これにつきましては、従来から産業カウンセラーの方に月々委託いたしまして、カウンセリングを行ってきております。最近の傾向といたしまして、やはりメンタルな部分から健康を害するというふうな職員がふえてきているということをかんがみまして、できるだけ予防するという段階からメンタルヘルスに取り組んでまいりたいという考え方の中で、24時間健康相談のための専門家へのフリーダイヤルを設置することで予算計上をさせていただきました。文字どおり24時間、塩尻市にあてがわれますフリーダイヤルを電話いたしますと、そちらの専門家が待機しておりました、それに質問に対する回答が寄せられるということで、外部の保健師等嘱託も含めまして、かなり外部の職員につきましては、従来からのメンタルヘルス受診というものが、なかなか受けづらいという状況もございます。したがって、こういったフリーダイヤルの設置によりまして、健康面の予防に役立てればということで予算計上させていただいたものでございまして、職員の対象といたしましては正規職員、嘱託員を対象とした内容にしております。

その下の白丸、職員共済組合補助金、この補助金につきましては、年々見直しをかせさせていただいております、新年度の予算につきましては、前年度対比、約半額近くまで減額させていただいております。内容的には職員の体育部の育成費、それから食堂の営繕修繕費を盛り込んだ内容となっております。

次、めくっていただきまして108、109ページ、12目の職員研修費でございますが、109ページの一番上の白丸の2つ目の特別旅費につきましては、県への派遣職員の旅費、それから各種研修会への出席に対します旅費ということで特別旅費を計上させていただいております。2つ飛びまして研修委託料につきましては、研修コンサルタントへの委託料でございます。その下、諸研修会参加負担金につきましては、市町村アカデミー、あるいは日本経営協会といった部署への派遣に対する参加料でございます。以上でございます。

**消防防災課長** 引き続き13目防災防犯費をお願いいたします。予算説明資料は6ページになります。本年度の予算

額でございますけれども、3億7,000万円余を計上させていただきました。前年度対比で2億4,700万円余増となっておりますけれども、その主な要因といたしましては、防災行政無線の整備工事が本格化したことと、それから、榑川地区の防災行政無線が、バッテリーが寿命となりつつございまして、その交換工事が増となっております、その分による増が主な要因でございます。

それでは、説明欄に基づきまして御説明申し上げます。まず1つ目の白丸、委員報酬でございますが、これにつきましては、防災会議の委員並びに国民保護協議会の委員の報酬でございます。

2つ目の防災防犯諸経費、主なもののみ説明をいたしますが、真ん中のあたりに重機借上料と訓練用資材、金額的には少ない金額でございますけれども、借上料17万円、訓練用資材5万1,000円ということでございますけれども、これにつきましては、毎年一ぺん開催をしております市民総合防災訓練実施のための経費でございます、本年度は8月29日を予定しております、輪番順によりまして高出地区で予定しております。

その2つ下の塩尻朝日防犯協会負担金220万円でございますが、これにつきましては、塩尻朝日防犯協会の活動に対する本市の負担金でございます、地域の安全活動や子どもの安全対策を推進するための負担金の支出でございます。

その下、白丸、防災施設・設備等整備事業3億6,600万円余でございます。これにつきましては、次のページで御説明申し上げます。110、111ページになります。上から3つ目の黒ボツ、地域防災無線保守管理委託料、これにつきましては、地域防災無線並びに榑川地区の防災無線の保守管理の委託料でございます。

その下の耐震性貯水槽緊急遮断弁保守点検委託料、これは今年度、新規でございますけれども、2年に一ぺん実施をしておりますが、北部公園に設置をしております飲料水を兼ねております耐震性の防火貯水槽でございますが、この保守点検を実施させていただくというものでございます。

その下の同報系防災行政無線施工監理業務委託料、これは防災行政無線の施工に伴います施工監理の業務委託料でございます。

その下の気象観測装置検定委託料90万9,000円、これも今年度新規でございますけれども、この気象観測装置につきましては、市内8カ所に設置をしております。塩尻消防署、それから市内の6支所、それと木曾くらしの工芸館ということで8カ所を設置しておりますが、この8カ所でとりましたデータにつきましては、ホームページ上で公開をしているわけでございますけれども、公開をするためには5年に一回の検査が必要だということでございまして、今年度新規に計上をいたしまして検定の委託をするものでございます。

4つ下の同報系防災行政無線整備工事3億4,650万円でございますが、これにつきましては、今年度、屋外拡声子局を市内に127カ所、それから個別受信機250台を設置いたしまして整備を進めるための費用でございます。

その下の黒ボツ、防災行政無線バッテリー交換工事、これは新規でございます449万2,000円でございますが、榑川地区の防災行政無線で使用しておりますバッテリー、これは平成11年に更新をいたしまして、その後10年を経過しております。通常5年から7年でバッテリーは消耗するということでございまして、いつバッテリーが切れてしまうか心配でございますので、10年経過をとらえまして交換をさせていただくものでございます。

その下の防災備蓄倉庫対応備品購入費でございますが、これにつきましては、市内16カ所の防災備蓄倉庫の備品を年次的に整備をしていくものでございまして、簡易トイレ、あるいはエコ毛布等の整備をいたすための費用でございます。339万9,000円であります。以上でございます。

**秘書広報課長** 1つ飛ばしまして15目をお願いいたします。国際交流推進費、111ページから113ページにか

けてのものでございます。JETプログラムによりまして、国際交流員を今年度も継続して配置させていただきまして、地域レベルでの国際交流を推進するための経費でございます。現在の国際交流員は3年目という形でございますので、中身的には人件費と事業を実施するための経費でございますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

**委員会事務局長** ページが飛びますが、116、117ページをお願いいたします。下の段の17目の公平委員会費44万3,000円でございますが、当委員会につきましては、市職員等の勤務条件に関する措置の要求、また不利益処分等に関する不服申し立ての審査及び裁定をするもので、委員の報酬及びその事務経費でございますのでよろしくお願い申し上げます。委員報酬につきましては、日額の報酬9,500円をみております。また、その下の委員会運営事務諸経費24万3,000円のうち、下にございます普通旅費、費用弁償等につきましては、職員及び委員の研修会等の出席旅費等でございます。以上でございます。

**税務課長** 次ページ、118、119ページをごらんいただきたいと思います。予算説明資料のほうでは4ページとなります。2項の徴税費でございますけれども、税務課、収納課、両課にかかわります予算となっておりますので、私のほうからは税務課関係につきまして主なもののみ御説明申し上げます。

右端の備考欄、賦課徴収事務諸経費、下から3つ目の黒ポツになります。地方税電子化システム初期導入委託料でございます。新規の事業でございます。現在、確定申告相談等を実施中ですが、国税の電子化に伴いまして、来年の所得税の確定申告からは従前の複写の方式が廃止をされまして、電子データとして当市は授受することになりますので、これに伴いますシステムの導入費用でございます。

おめくりいただきまして、120、121ページをごらんいただきたいと思います。備考欄上から2つ目の白丸、固定資産評価替等対応事業、1つ目の黒ポツ、評価替等対応事業委託料でございます。毎年実施をしております土地や家屋の経年の移動更新のほか平成24年度の評価がえに向けまして、業務の委託、もう一つは、市内ほぼ全域を対象といたしました航空写真の撮影業務委託料でございます。

その下の黒ポツ、標準宅地不動産鑑定委託料でございますが、これも毎年実施をしております。時点修正としての7月1日現在で実施をします鑑定と平成24年度評価がえに向けまして、基準日となります平成23年1月1日現在で実施をする本鑑定、この2つの委託料でございます。以上です。

**収納課長** 引き続きまして118、119ページ、2目賦課徴収費中の収納にかかわる部分の予算について御説明申し上げます。税の公平性や財源確保のため、納められる能力があり未納している、いわゆる悪質未納者には引き続き滞納処分を実施し、行政運営の財源を確保するため税の徴収を推進する予算であります。

予算案説明資料の3ページにありますが、平成22年度の市税一般の現年度収納率は98.14%を見込みまして、平成20年度実績と同率といたしております。また、滞納繰越分については16.19%を見込みまして、平成20年度実績20.45%より4.26ポイントマイナスといたしました。この滞納繰越分見込みは、過去3年間の収納率の平均をとって出させていただいております。

徴収費予算につきましては、例年の予算措置とあまり変わりませんので、それぞれの詳細の説明は省きますが、2目賦課徴収費の説明欄、黒ポツ3行目、外国語通訳者謝礼、これは外国人滞納者に通訳を同行して行う事業でございます。

中段の13行目口座振替手数料、16行目インターネット公売落札手数料、18行目不動産鑑定委託料等であります。なお、インターネット公売落札手数料と不動産鑑定委託料は滞納者負担になりまして、歳入のほうになりますが、58、59ページの滞納処分費に32万4,000円を計上してあります。以上であります。

**市民課長** 続きます3項戸籍住民基本台帳費につきまして御説明申し上げます。この予算につきましては、戸籍及び住民基本台帳事務処理に要する経費となっております。

説明欄3つ目の丸でございますが、戸籍住民基本台帳事務諸経費の最初のほう、臨時職員に対する賃金がございますが、こちらにつきましては、昨年9月の補正でもお願いをしておりますが、所在不明の高齢者の戸籍整備に要する経費ということで、緊急雇用創出事業を活用しての事業取り組みになっております。

続きまして、122、123ページをお願いしたいと思います。中ほどでございますが、戸籍電算化事業委託料につきましては、戸籍の電算化が平成18年10月に稼働しておりますので、債務負担をお願いしているものでございます。

1つ飛びまして、事務機器使用料につきましては、ファクシミリ、あるいは電子複写機等に要する経費となっております。また、先ほど地域づくり課のほうから説明がございましたが、支所のファクシミリに要する経費につきましては、平成22年度から支所費のほうに移っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

**委員会事務局長** その下にございます4項選挙費1目選挙管理委員会費の説明欄中3つ目の白丸委員会運営等事務費121万5,000円でございますが、前年対比6万5,000円を減額しております。選挙委員会の通常の事務費でございます。

主なものとしたしましては、1つ目の退任委員の記念品代でございますが、委員4人、全員が10月に任期満了となるため計上しているものでございます。下から4つ上の選挙人名簿管理機器等使用料73万1,000円でございますが、選挙人名簿の登録、あるいは抹消を管理している機器一式の使用料でございます。そのほかにつきましては通常の経費分でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、124、125ページをお願いいたします。中段にございます2目の選挙啓発費でございますが、34万9,000円をお願いするものでございます。啓発事務費の1つ目の黒ポツの選挙ポスター表彰記念品代につきましては、小中学生等から選挙ポスターを募集し優秀作品を表彰しているもので、応募者等への参加賞、あるいは入賞者の表彰経費でございます。

それから4つ下にございます印刷製本費、また、その下の郵便料でございますが、選挙人名簿の登録の際に新成人に対しましてバースターカードを送付し、選挙権の行使等啓発をしているものでございます。

次に3項の市長選挙費でございますが、別冊の予算案の説明資料の64ページ、最終ページから1つ前になりますが、本年執行予定でございます選挙を掲げてございますので、あわせてごらんいただきたいと思ひます。

また、予算書に戻りまして124、125ページ、3目の市長選挙費をお願いいたします。9月30日に任期満了に伴います市長選挙ですが、9月19日に選挙執行を予定しております。その執行経費2,900万円をお願いするものでございます。

最初の白丸の投票管理者等報酬250万円余でございますが、市内41カ所の投票所及び3カ所に設置します期日前投票所の投票管理者、あるいは投票立会人、また、開票所等における選挙立会人等、延べ231人分の報酬をみているものでございます。

次の白丸の職員給与費1,000万円余につきましては、投開票の選挙事務に従事する職員の選挙手当をみているものでございます。

次の白丸の選挙事務諸経費1,600万円余でございますが、主なものとしたしましては、1つ目にございます臨時職員賃金172万円余につきましては、選挙従事、あるいは期日前投票所の受付等に従事していただく職員を雇用して

いるものでございます。

このページの末尾の食糧費46万円余につきましては、投票管理事務従事者、あるいは立会人等の夕食等を計上している食糧費でございます。

次のページをお願いいたします。126、127ページでございますが、説明欄一番上でございます印刷製本費250万円につきましては、入場券、あるいは選挙公報、また投票用紙等の印刷であり、その下3つ目でございます郵便料につきましては、入場券等の郵送料となります。また、その下2つ目でございます広告料15万2,000円につきましては、投票日前日、あるいは当日にセスナ機による投票の啓発を予定しているものでございます。

下から5つ目でございますポスター掲示場設置委託料226万9,000円につきましては、市内277カ所に公営ポスター場を設置するものでございます。

その下にございます自動車等借上料50万5,000円につきましては、投票所の使用物品等の運搬車両、あるいは、投開票所の机、椅子、車椅子等の借上料でございます。

その下、2つ下でございます会場使用料63万9,000円につきましては、投票所に指定いたします区所有等の公民館等の使用料、また、公営施設を使用しての個人演説会会場の使用料等、公費負担分を計上しているものでございます。

末尾の選挙運動公営費負担金351万4,000円につきましては、選挙運動用のはがき、また、選挙運動の必要にかかります自動車、その燃料、また、その運転手、それから、選挙運動用のポスター、また、市長選挙に限って運動用のピラ、その作成経費を公費で負担するものを計上しているものでございます。

次に、その下にございます4目の参議院議員の選挙費をお願いいたします。7月25日に任期満了となります参議院議員の通常選挙でございますが、執行経費3,000万円をお願いするものでございます。議員の任期は6年で、定数につきましては県選出2人としておりますが、この執行経費につきましては、委託金として交付がなされるものでございます。

説明欄の白丸の投票管理者等報酬におきましては、前段の市長選挙に比へまして、期日前投票期間、選挙期間が長いということになりまして増額となっております。また、その下の職員給与費の選挙事務手当につきましても、投開票の事務従事者が県選挙区、あるいは比例代表、2系列ということで市長選に比べて増額となっております。

3つ目の白丸の選挙事務諸経費1,500万円余のうちの主なものといたしましては、次のページの128、129ページをお願いいたします。上から4番目でございます選挙公報の新聞折込配布手数料118万円余でございますが、新聞朝刊に選挙公報を折り込みするもので、大判公報であるため他の選挙に比べて経費を増大とみているものでございます。末尾の備品購入費306万8,000円でございますが、投票用紙の読み取り分類機の購入を予定しているものでございます。

次に、その下にございます5目の県知事選挙費でございますが、8月31日任期満了となります県知事選挙の執行経費2,600万円をお願いするものでございます。この経費につきましても、県から委託金として交付がなされるものでございます。主なものでございますが、選挙事務諸経費1,300万円余であります。次のページ130、131ページをお願いいたします。末尾にあります備品購入費251万3,000円につきましては、投票用紙の交付機の購入を予定しているものでございます。

次にその下、6目の県議会議員選挙費をお願いいたします。平成23年4月29日任期満了となります県議会議員選

挙につきましては、平成22年度予算につきましては執行経費といたしまして、平成22年度での対応分を載せております。平成23年度にて主要な執行経費は計上することになりますが、よろしくお願いたします。この経費につきましても県から委託金として交付がなされるものでございます。

最初の白丸の投票管理者等報酬8万9,000円につきましては、期日前投票管理者の報酬の一部を計上しているものでございます。

また、3つ目の白丸の選挙事務諸経費641万円余の中で、下から4つ目のポスター掲示場設置委託料113万5,000円につきましても設置する費用を計上し、撤去費用等につきましては平成23年度計上としております。

また、末尾の備品購入費につきましては、選挙備品、長机等の購入を予定しているものでございます。

次に132、133ページをお願いいたします。7目の農業委員会委員選挙費917万円余でございますが、任期が平成23年3月19日満了となります。委員の定数につきましては4つの選挙区、あわせて22人となっております。選挙執行経費といたしまして、それぞれ報酬、あるいは手当、また、事務諸経費、必要額を計上したものでございますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

**企画課長** 予算書134、135ページ、予算資料の7ページになります。5項統計調査費1目統計調査総務費について説明させていただきます。135ページの統計調査諸経費のうち臨時作業員賃金47万円につきましては、平成22年度、新年度が5年に一度の国勢調査の年になります。統計のデータベースの整理など臨時職員を緊急雇用創出事業補助金を充て雇用創出を図るものであります。一番下の印刷製本費32万円につきましては、例年同様、統計しおじりの印刷代を計上したものであります。

2目基幹統計調査費、135ページの基幹統計調査諸経費につきましては、全体で102万9,000円を計上させていただきました。平成22年度の調査につきましては、経常調査といたしまして学校基本調査、工業統計調査、輸出生産実態調査が予定されておりまして、周期調査といたしましては、農林業センサス調査の事後調査を実施するものであります。

次のページ、136、137ページ、3目国勢調査費につきましては、2,521万6,000円を計上させていただきました。10月1日現在で実施するものでありまして、調査員・指導員報酬等、それらにつきましては、調査区を442区、指導員につきましては40人、調査員につきましては442人を予定し、計上させていただいているものであります。以上であります。

**委員会事務局長** 引き続きその下にございます6項の監査委員費をお願いいたします。3つ目の白丸の監査事務諸経費91万3,000円のうち、主なものにつきましては、次のページをお願いいたします。一番上にございます工事技術調査業務委託料でございますが、外部の専門技術士に工事施工にかかわります技術調査を委託するもので2カ所の工事調査を予定しております。以上でございます。

**委員長** 午後1時まで休憩をいたします。

午前11時55分 休憩

午後12時58分 再開

**委員長** 少し時間は早いですが皆さんおそろいですので、再開をしたいと思っております。それでは区切りの場面まで説明をいただきました。委員の皆様からこれより質疑をいただければと思っております。順次、どうぞ。

**白木俊嗣委員** 皆さんに中に入る前に聞きたいのだけれど、この前、企画のほうから後期計画が示されたね。その中で財政フレームのことを聞いて、あとから資料をもらったけれど、ただそういう中で、実際には、私たちは、いろいろ資料をもらっているわけだ。平成22年からの実施計画だとか、いろいろな資料をもらうけれど、ただ、財政フレームが一番あとになって、実際にこの実施計画なり何なり、例えば、この間も議会にも出たけれど、体育館の問題だとか、議会に何も話がなくて急に吉田にミニ体育館をつくるとか。今度はイトーヨーカドーの跡地を取得するとか、そういうものがぼっぼっぼ出てくるわけだ。そういう中で後期基本計画だとか、そういう資料をくれるから、そういうものがすべて反映しているのかどうか、とても疑問に思うわけだ。それは、どうなっているわけか。

**副市長** 反映されているかどうかと言うか、一応、原則的には後期基本計画というか総合計画があって、後期基本計画、5年ごとの計画があって、3年ごとの実施計画があって、毎年毎年ローリングで予算を組んでいるので議員さんが御存じのとおりだと思います。確かに5年の計画ですので、いろいろな事業が起きてきますので、5年間でもコンクリートになっているわけではないので、だから3年の期間の実施計画があり、また、毎年度の予算編成をするわけです。毎年毎年、実施計画も3年スパンですけれども毎年毎年ローリングして、入れなければいけない事業とか事業選択してきますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。後期計画であがっていて、それが全部コンクリートで固まってしまえば、それは、もう3年ごとの実施計画だったら3年に一ぺんやればいけいわけだし、そういうわけにいかないの、毎年毎年ローリングをしながらやっているのですけれど、大枠の方針とか、そういうものは、一応、そういう計画にのっとってやっていくというのが実際だと思います。ただ、そればかりではなくて偶発的に起きるものもありますので、それは選択していかねばいけいということ、委員さん、よく御案内のとおりだと思います。

**白木俊嗣委員** そう言うと思った。何か言うと、ローリングだ、何だかんだ言うけれどね。私たちにしてみれば、そうは言っても基本計画があって実施計画が示されると、それに沿って市は進んで行くべきものだと思って理解しているわけだ。そういう中で、今言ったように、突然、選挙のあれか知らないけれど、全然、今までなかったものが、吉田にミニ体育館をつくるとか、それでイトーヨーカドーを取得するとか、そういうものが突然出てくるではないか。そうすると私たちは、結局、実施計画なり何なりあるものが、財政不良の中では税収は伸びるわけがないのだから、そうすると先送りされてしまうわけだ。だから少しもこれは理解できないわけだ。だから、やはり、議会にかけた以上は、あえて理解できるような運営をしてもらわないと困るわけだ。今度だって後期基本計画だ、何だかんだ出してくれても、その前に実施計画はきているのだよ。実施計画ができていながらもかわらず、財政不良が出てこないとか。どうしたって理解に苦しむのだよ。それは、どう思うか。

**総務部長** 吉田の話も出ましたし、いろいろなことが出ましたので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、吉田につきましては私も議会の本会議の時に、後期計画の中で見直しをしていきますよというお話をさせていただきましたので、ぼっと出ではないというふうには私は思っていますし、財政フレームにつきましても、当然、ある程度、決算を見込む中で、平成21年度の決算を見込んで平成22年度の予算をつくっていますので、予算ができた段階での財政フレームをつくりたいという思いがありましたので、少し実施計画が先行していますので、見方によっては、後づけのような形になっていますけれども、当然、最新の情報で今後5年間を見込みたいという思いがありますので、その辺のところは、ぜひくんでいただきまして、より実際の数字に近いものにしたいという思いがありますので、ぜひ、そういうことで御理解をお願いしたいというふうに思います。

**白木俊嗣委員** 私は理解できないので言っているわけだ。前後してしまうとか、例えば、古い話を言って悪いけれど、



例の桔梗荘の跡地へふれあいセンターをつくるという話があった、以前に。あれは、前の市長の時に平成16、17年でやると言って、皆さんのほうから示されたわけだ。そうしたら、それも何の理由もなくして、突然、実施計画から消えたり、基本計画から消えてしまっているわけだ。私たちはこれに基づいて、地元ではそれなりに説明しているわけだ。市はこういう方針でいるから、皆さん、もう少し待ってくれたら、これができますよとか。にもかかわらず突然消えて、その細かい説明は全然聞かされていない。そこへきて、去年だよ、その担当のほうで、地元の議員だとか区長に説明会があった。その時の説明会で何と言ったと思うか。それは、多分聞いていると思うので言うけれど、高原通りが、あれが右折なり何なり整備されなければ、その問題についてはできませんよと、こういう言い方だ。なぜ、高原通りにこだわったのか。国道から来て回れば、あそこは諏訪倉庫でも何でもそうだけれど、大きなトレーラーでも何でもみんな国道から入って来て、自由にいくらでも出入りができるわけだ。それが解決しなければ、これはつくれませんよと。だけれど、そういう説明自体が、なぜそれが先送りされているのか、理解に苦しむわけだ。それについて答弁してくれるか。

**副市長** 具体的に、そういうぐあいに言っていたらいいんですけども、あそこについては、前々から広丘の議員さん方からも要望がありましたし、うちもそういうことで取り組んで来まして、小学校区単位に1個ずつつくろうかという話の中で進んできた話です。ところが、洗馬のほうから土地の提供とかいろいろありまして、そちらを先行させていただきました。今、高原通りが非常に渋滞になっていまして、今の交通状況の中で果たしてあそこへつくった時にどうかというのを検討しました。それともう1点は、今までのような老人だけのあれではなくて、少し拡大したようなもののほうがいいだろうということで、内部的にはみどり湖に1個あるものですから、それと、ではどちらにしようかという、2つ持つのもいけないのでどちらにしようかという検討をしております。例えば、こっちに置いた場合に、今、委員さんが言うように国道から入ってくればいいのではないかと思いますけれども、あの信号から諏訪倉庫の横のところですね、せめてあそこくらいは拡幅しておかないと、非常にこれから、例えば、そこへ送迎のバスとかそういうことが来た時に、向こうのほうはいいです、向こうというか北のほうはいいですね、工業団地の横の道を走ればいいのでいいのだけれども、東のほうは無理があるので、あそこを拡幅しないとできないねという話が、去年あたり検討の中で出てきまして、多分、それを担当のほうでそういう説明をしたと思います。道路のほうで、今、計画しているのは、これは地権者の皆さんの協力がないとできないのでいけないですけども、国道から縦線をまず、縦線というのか東西線ですね、これを少し整備したいと、高原通りと言ってもなかなかすぐというわけにはいかないものですから、それをやって施設をつくりたいと。どうせつくるなら、そういうぐあいにしたいねということで、今、実施計画の中には、

**白木俊嗣委員** 入っている。

**副市長** 入っていますね。済みません。そういうことで、遅らせてもらっていますので、決して落してしまったわけではなくて、そういう検討をする中で、そのほうがよりベターだろうという選択をしてやっているところです。だから、さしあたりは信号から西のほうを少し拡幅したいと。ただ、いずれも家が張りついているものですから、その辺の了解をとっていかないといけないので、少しそこを今度集中的にやろうというのが今の計画です。

**白木俊嗣委員** 今、副市長が言うように社会福祉センターの話については、以前行った時にそういう話が出たので、それなりに理解しているけれど、ただ、そのあと担当が来てそういう話をされるとね、それでは、私たちは地元に対して、市では、こういう実施計画でこう載っていますよ、何年くらいにできますよと。にもかかわらず、一向に結果が見えてこないわけだ。私に言わせれば、後期基本計画だとか、実施計画などというものは、このようにやって場当たりにやるのだったらつくる必要はないと思う。今、副市長が言うように、国道を入ったあそこを広げなければいけない、

それはわかる。わかるけれど、以前に中学校単位でつくるという話で、それが平成16年、17年でやりますよと、そこまで進んだ時に、たまたま洗馬で洗馬農協の組合長が寄附するからここを先にやってくれと、そしたらすぐそれに乗って飛びついて、最初の基本的な考え方が中学校単位だって進めてきたものを、何だか黙っているとずるずるずるずる先送りされていくわけだ。ただ、こんな基本計画だ、何だかんだ、これきりではない、福祉計画だとか、障害者計画だ、何だかんだ、いっぱい作る。つくって、このように分厚いりっぱなものをつくっても、議員だって誰だって、みんな、誰も見ていないと思うよ、内容までは、何でそのようなものまでつくって、それが本当に実現できるのかどうか、今言うように必要に応じてローリングするだとか言うけれど。でも、皆さんはいよいよ、予算をもっているから何とでも言うけれど、私たちは予算がなくて、皆さん、行政にお願いして、せっかくなつくった実施計画に基づいて事が進まなければ、私たちは地元に行って地元の選挙区にうそを言ったことになってしまう。その辺のところをもっと理解してやってもらわなければ。本当に私は、この予算を審議しても、いつもそう思う。

**副市長** おっしゃることもよくわかります。ただ、何と言いますか、5年の計画に入ってなくても載った事業もあるわけです。高出の地区センターもつくるようにしましたので、そういう場合もあるわけです。だから、別にこれはやっているわけではないですけども、送った事業ばかりでなくて、そういう事業選択をしながらやっていくものですから、決して私たちが全部お金を持っているわけではなくて、そういう施策をやって議員の皆さんと、これをやりながら決めていくものですから、それはいいわけですね。うちが自由にやって頼みに来るといふ、それは少し違うと思うんですけど、少しそれは語弊があるし、委員さんも全部わかっているもので、多分、こういう答弁がくるだろうと察していると思いますけれども、そここのところは、そういうことで別に言い訳するわけではないですけども、決してやらないということではなくて、きちんとした計画でやろうよということをやっていますし、では、実施計画などいらないのではないかと。では、いろいろな計画もいらないのではないかと言うけれども、それは、やはりそういう計画があって、それに着実に施策をあわせてやっていくというのが、計画行政での中心という面から大事ですので、それは御理解をいただかないと、そのたび、そのたび、その場でつくってという話はないと思いますのでよろしくお願いします。

**白木俊嗣委員** 今、高出の話が出たので言うけれど、高出は突然ではないよ、これは正直な話をしな。地区になるということで、地区でそういうものが必要だからお願いしたいという話の中で、最初はこういうことだったのです。朝日の破産機問題で、朝日で地元が反対して朝日では導入できなかったのだよね。その中で皆さんは前田産業へお願いしたいということで、朝日で迷惑施設だと言われたものを高出へもってきて、それはあまりではないかという話の中で、高出も地区になったから将来を考えてもらえば、地区センターも必要ではないかと。その中で、その当時の担当者は何と言ったと思うか。私はたまたま、その時入院した時だ。保育園の建設もちょうど予定で実施計画に入っていた。その中でセットでやるからという話で。私はあの時、正直言って市長にとってもみっともないことを言われたけれど、きょうはこらえてくれと言ったのでこらえたのだよ。そしたら、たまたま企画に行ったら、企画ではそのような実施計画など、そのような話があるのは初めて聞くことだと。実施計画に載っていないからやりませんよと、こういう話があった。その時、たまたまそこで総務部長が企画部長になった時かな。職員だってこういうことを言ってきて、皆さんがある程度私たちに了解させてくれることだから、その責任において市長から一筆書いてもらわないと納得できないという話で、総務部長が中に入ってやってくれた経過があるので。ただ、そういう中で私が言いたいのは、そういう要望をした時には、実施計画がなければだめだと一方的に断られて、それでは、また一から全部積み上げていかなければできない話だ、これも。市だって財政フレームの中で、限られた財政の中でやる話なので、そこは十分理解しているけれど、ただ、何

か声を大きくすればそれが充実できて、黙っていれば先送りにするみたいなそういうことでは困るから、だから、私は実施計画があるにもかかわらず、これに沿ってやらないで、では基本計画をつくってみても、これには数字的なものは何も載っていない。載っていないけれど、ただ本当にこういうものをつくる必要があるのかということだ。

**副市長** 何と言いますか、非常に難しい答弁だと思いますが、必要かどうかと言うと必要だと思います。やはりそういう計画に基づいた運用をしていかないと、そのようなことは小学生に話すようで申し訳ないですけど、の答弁みたいで申し訳ないですけども、やはり、計画行政というのは必要であろうと思います。実施計画もつくって、本当は、実施計画はいろいろな考え方があって、委員さん御存じのとおり、予算とほとんどあわない実施計画をつくっているところもあるのです。それをうちのほうは、それをやってしまうと実施計画と予算と全然おかしいではないかということがあって、御案内のとおり初年度は、なからあうようなことを、リンクさせるようなことをやっています。そういうようなこともやりながら、だから、あの実施計画に載った事業についてはもちろん、予算の時にもう一ぺん、積算からやらせてもらって、実施計画のところで計上されたものでも、いえ、ことはちょっと足踏みしてもらおうかというものもありますけれども、やはりそういう計画があって、それに基づいて進めていかないと、結局は何と言いますか、財政の、盛んに答弁をしていましたけれども、入るをはかりて出るを制す、それをやっけていかないとできないと思うのです。だから計画行政というものには必要であろうというぐあいに思います。ベテランの委員さんですので少し答弁はおかしいと思いますけれども、そこを御理解いただきたいと思います。

**委員長** ほかに。

**古畑秀夫委員** 今年度の退職者数と新年度の新規の職員採用数というものは、わかりましたら。

**人事課長** 退職者数につきましては、中途退職者を含めまして一般職で24人でございます。新規採用につきましては19人でございます。以上です。

**古厩圭吾委員** いろいろあるもので、またそのタイミングでは、いろいろと聞くが、1点、今も退職とか採用という話があるが、あれですか、いろいろな人の職員であるという身分証明的なことを、どのような形でしているのかということを確認させてもらいたいのだが。例えば、バッジがどうだとか、名刺がどうだとか、そのようなことについて一括して話をしてもらえますか。

**人事課長** 基本的には、この職員証は常時、職員証とそれから市のバッジですね、これは常時、勤務中は携行するよという形でやっております。身分を証明すると言われてもあれですけども、常日ごろの行動につきましては、服務規程がございまして、その中で、いわゆる職員として住民の皆さんの模範になるような内容が、この服務規程の中に網羅されておりますし、正規職員につきましては、すべて採用時点で服務の宣誓という形で、塩尻市の職員であることの誓いと言いますか、そのような形でやっております。

**古厩圭吾委員** 言うなら、第三者に対して塩尻市の職員であるとか、塩尻市にかかわる特別職も含めて、であるとか、そういうことについての何か統一した方向性というものはあるわけですか。私は市の職員ですと言ったけれども、本当にそうかと聞かれたら、どうすればいいのか。

**人事課長** 服務規程でいきますと、先ほど申し上げました市の記章とそれから職員証を着用しなければならないという形になっております。変な話なのですが、職員に採用された場合につきましては、当然、任命権者からの塩尻市職員に任命するというふうな発令がありまして、最後は退職の辞令交付がなされまして、それまでの間は塩尻市職員というふうな身分扱いがされているという状況であります。

**古厩圭吾委員** それはよくわかることだけれども、そういう場合に、例えば、名刺等は個人がつくっているということですか。

**人事課長** 基本的には個人で対応いたします。ただ、係長級職員以上の職員につきましては、名刺の型となるものシートを、一応、1人100枚を限度として、その台紙を消耗品から予算化しまして計上しているという状況がございます。基本的には、個人対応でやらしてもらっています。

**古厩圭吾委員** 例えば特別職の、例えば選管の委員さんとか、そういうような形の、そういうところに対しては一切そういうことはしていないということだね。

**人事課長** 任命書、あるいは、委嘱書の交付をもって、その特別職をお願いしているという状況であります。一応、それぞれ任期等があるかと思いますが、最初の段階で任命書、あるいは委嘱書の交付をもって身分扱いとさせていただきます。

**古厩圭吾委員** 任命するほうはそれでいいのだけれども、その人の立場からみると、おまえ本当かという雰囲気も含めて、そういうことに対してあれですか、何もあれはしていないということだね、行政としては。

**人事課長** 審議会、あるいは委員会の開催、最初の開催の段階では、おそらく委嘱をした皆さんの業務については、こういうことをお願いするというふうなことをやっていると思いますし、行政委員会等につきましては、それぞれ最初のその委員会の時点で、業務内容、あるいは身分扱的なものはやっているのかなと思いますけれども、私ども人事課としては、いっしょくたに説明会とか、そういったものは特に開催はしておりません。

**古厩圭吾委員** これはいいけれど、このようなものであまり時間をとりたくないからいいけれども、ただ、その人にそういう委嘱をしたという、それは、当然、いいのだけれども、受けた人がほかの人に対して、いろいろな時に、いろいろな中で自分の身分なり立場を証明できるかという面の対応を、それなりには考えておかなければいけないのではないかなと私は思うのです。そうでないと、例えば、そういう部分を少しばかりのことでけちってみても、結果としては、それなりの意識を持っていて、最初からやるのは当たり前だ、そこまではいいよ。ただし第三者はそのようなことは知らないのだから、わからないのだから、そういうことが通用するとは思えない立場の人だって場所によっては出ているので、ということです。いいです、このことは、そんなにやってもしょうがない。これで御答弁はいいですね。配慮しておいてください、いろいろと。

**中野長勲委員** 自動車のことで少しお聞きしたいと思います。今の自動車については、なけばいい足ですが、購入方法には、ほとんどリースになっているのか、借り上げにしているのか、だいたい市役所という中に車は何台あるのか、その辺のところ、わかれば教えてください。

**総務部長** 全部で138台ございます。これは本会議で答えたとおりでございます。普通車48台、軽71台、マイクローバスが9台、特種車両が10台、ということで計138台。このうちハイブリッドが7台、低排出ガス認定車が30台ということで37台が所有の状態です。基本的にはリースの購入でさせてもらっています。例えば特交の補助金がついたとか、そういう場合には購入という形で対応させていただきますけれども、リースにつきましては、一時的に費用がかからない、ならしてという話になりますので、そのような状況でやらせてもらっているということでございますし、今、環境のことがいろいろ言われますので、先ほど言いましたようにハイブリッドとか、そういうものにシフトしていくというふうに考えています。

**中野長勲委員** 今、ハイブリッドも出ているけれど、環境の問題もあるが、リースでやった場合、話を聞いてみれば

リースが非常に多いようだけれど、リースはどのくらいの年でやってリース後はどうなっているか。

**総務部長** 係長のほうから答えます。

**施設管理係長** リースの関係につきましては、以前、リースが主流ではなかった頃は、当然買い上げで行っています。その場合については初期投資が大分かかるということで、全国的と言いますが、自治体においてもリースが多くなってきて財政面での平準化を図るということと、あとメンテナンスの部分についても、業者のほうで一定期間、以前では5年から7年くらい、軽と乗用、それから貨物、これによって若干期間の差はありますけれども、そういう方向で現在に至っているということであります。

**中野長勲委員** そうではなくて、リースが5年から7年で切れて、そこでリース切れで新しくまた契約し直しという理解ですか。

**施設管理係長** 以前、リース期間終了後、無償譲渡という契約の中の特約的な部分の契約を現在してきているのが主なリース内容であります。以前は、リースが切れた段階で再リース、もしくはリース会社に車を引き取っていただく。また新たにリースを行うと、そういうやり方できております。

**中野長勲委員** 今、車は10年くらいは簡単に乗れるという感じ、消防車両などは17年も、今、乗っているのだけれど、本当に安全性を考えれば、5年、7年でかえていけばいいのだけれど、1年に何キロメートル乗るかかわからないけれど、2,000キロメートルや3,000キロメートルのものだったら、もう少し考えた購入の仕方、それから使用の仕方をしてもらいたいと思うが、その辺はどうでしょうか。

**総務部長** 今言いましたように、リースが切れますと市の帰属になりますので、そういう面ではいいのかなというふうに思っております。車の管理の話だと思しますので、庶務課持ちは16台しかございませんけれど、あとはそれぞれ課が持っていますので、今、言った乗り方も自分の車に乗るような形のものをやってもらっていきたく思いますし、今、監査委員がいますより厳しくなりましたので、結構こまめにつけていますので、そういう意味でよくやっていく傾向を持っていますので。

**中野長勲委員** この自動車等借上料というのが、この79ページだけでも1,500万円、そして、そのほかに担当部、課で、まだまだ自動車借上料というものは相当の金額になるのではないかと私は思います。今の部長の答弁のとおり管理もしっかりしていただいて、監査委員に言われぬように、それ以上に使っていただきたいということを要望しておきます。細かいことはいいです。

**白木俊嗣委員** オフトークの関係だけれど、きょう、これ、私はどちらかという一番最初から反対だったもので、あえて言うのだけれど、ここで、また行政無線が入りますね。これからはオフトークの考え方は、どういう考え方で行くわけですか。

**秘書広報課長** 今の御質問は、83ページの関係で、私どもの所管しています公共施設関連の部分だと思しますので、御答弁申し上げます。83ページにございますのが放送の広報料、これは、全市、地区別、各細かく流しております広報料でございます。もう1点、次のページ85ページにございますのがオフトーク使用料、これは公共施設、市の施設、支所、保育園、消防関係のところに入っております台数に応じての使用料という形でございます。現在、加入率の関係につきましては、大体旧塩尻市分ですけれども3,700戸から3,800戸がサラトークに加盟しています。大体市内の全世帯の割合から言いますと16%くらいだと思います。当分の間、緊急時に対応するために強制的に個別のお宅に放送を流すということが可能ですので、非常に有効な情報伝達手段ということの中で現在まで来ております。今後

は、消防のほうで防災無線等の施設が拡充されていきます。当分は、公共施設と屋外子局の整備になってまいりますけれども、個別のお宅に受信機を設置するかどうかという、ちょっとまだ子機が非常に高いものでございまして、そういった状況につきまして消防防災課長のほうで説明いたしますけれども、当分は併用していきたいというのが、私どもの考え方でございます。以上です。

**消防防災課長** オフトークと今回導入をいたします同報系防災行政無線との関連の関係について、私のほうから答弁させていただきます。今回導入いたします同報系の無線につきましては、子局から情報等を流すわけでございますけれども、その情報につきましてはオフトークと連携をとりまして、例えば、スピーカーで流れた情報については、オフトークからも自動的に流れるようなシステムを導入したいというぐあいに考えております。情報的には災害時の情報あるいは、行方不明者の情報等について流す予定で現在進めているところです。以上です。

**白木俊嗣委員** 皆さん、今まで、オフトークは、どう考えているといえば、緊急時にどうのこうのと今まで説明してきたわけだ。そういう中で、今度は、防災無線が入れば、緊急の時には防災無線で市内一斉に伝達できるわけだ。そうすると今16%というけれど、実際には、もうみんな、端に寄せて、ほとんどみんな、中にはスイッチを抜いて聞けないような状態にしている人がほとんどです。ただ洗馬あたりでは、農家の人たちは、霜だ、何だかんだというような伝達があるので利用している人もあるらしいけれど、これで一番最初の時から反対したのは、もうこのようなオフトークの時代ではないのではないかという話をしたわけだ。だけれど、皆さんは農協との関係もあったのかもしれないけれど、緊急だ、何だかんだと言ってずっと今まで逃げてきたわけだ。ここで一斉にこういうものが入るようになれば、これは、こういう無駄なものは、切れるものは切っていくべきだと思うし、この辺は、今後しっかり検討していく必要があると思う、私は、いいです、言っても同じような答弁しかもらえないので。

それと先ほどの広域の関係だけれど、先ほどは、広域で、ではふえないかという話をしたら2,000円だという話をしたね。この中で予算をみると、先ほどのは138万円だか負担金はふえてきているではないか。これは、別のものなのか。

**企画課長** 事業全体の広域連合の伸びがあるものですから、それに対する負担率ということで、昨年度に比較いたしました100万円ほどの伸びになっております。

**白木俊嗣委員** 先ほどは138万円だったね。そうすると先ほど私が質問した時に、市の負担と町村の負担で町がした場合に、村に今度は、今まで6だったものを、今度は5と言えば、村にしても財政は市よりまだ厳しいからね。その中で、連中がそれは飲めないと言った時に、当然それは大きい市なり何なりが負担せざるを得ないと思う。そういう心配をしているのだけれど、今、実際には138万円で、それは事業費のふくらみ分だというからあれだけれど、これは誰が見ても、この負担はふえてくるべきものだと思うよ、私は、一度、今現在と、これからのどうなるという一覧表みたいなものを、比較表みたいなものを出してほしいと思う。

**企画課長** 前年度対比の表は、広域連合の議会のほうにもお示ししてありますので、後ほどまた用意させていただきます。

**白木俊嗣委員** もう1つ聞いていいですか。これを見ていると、電算の関係だけれど、SBCサーバ等使用料で何かわけのわからないことがたくさん書いてあるけれど、毎年、聞いているかどうか知らないけれど、もう少し具体的に話してくれませんか。

それともう1つは、今、実際に電算でどれだけ使用料を払って、どういう面でその効果が出て、どれだけ節減してい

るかというような、そういうものを一覧表で示してくれないか。この数字だけ見ても少しも理解できない。パソコンだ何だかんだ、たくさん予算が落ちているから、それを全部まとめて一覧表で示してほしいと思う。

**情報推進課長** まず、電算のSBCですけれども、これは、いわゆる日常業務で使うワープロですとか、表計算のソフト、そのほかのソフトにつきまして、通常ですとパソコンそれぞれ1台ごとにそのソフトを入れてパソコンを使うような形で使うのが一般的な使い方、家庭などで使っているのはそういう形だと思いますけれども。そうではなくて、サーバーを1つ立てまして、そこにインストールと言いますか、システム、ワードなどを入れて、端末は、ただそこへネットワークを通じて接続に行き、実際にワープロなどのソフトが動いているのはサーバーの中で動いているということになりますので、端末のほうはあまり負荷がかからないような、そういう形になります。ですから、端末等につきましても多少古いようなものでも使えますし、あるいはまた、ソフトなどを一括管理して新しいものにかえたりするような時も、サーバーのほうにインストールしたりして、一つ一つのパソコンに全部やるような作業というものは必要なくなりますので、そういった部分で管理がしやすいのと、それからパソコン等も古いようなものも、5年以上たったものでも使っていけるという、そういうメリットもあります。

それから一覧表という話ですけれども、これは、あれですか。パソコンの、例えば台数ですとか、年度毎の経費の、そういったような一覧表、そういったものでよろしいですか。

**白木俊嗣委員** 年度毎に予算がいくらで、どういう時分で改善して、こういうところはこういうことになっているけれど、言わばそういう比較みたいなものがほしい。

**情報推進課長** 比較や何かはちょっとそこまでした資料はつくってないものですから、年度毎に予算額がどのくらいか、平成21年と平成22年については予算額なのですが、それ以前の分については、決算ベースでの数字をまとめたものは一応ありますので、それでよろしいですか。

**白木俊嗣委員** 要は、要するに電算機をそろえることによって事務の効率化が図られるということを皆さんが盛んに言うから、それが示されるような資料であればいい。その年度毎にどれだけ電算にかかって、これを見るとたくさん、そこら中に予算がある。パソコンの使用料だ、何だかんだ言って。正直言って、私も実際に事務局へ行ってみると、みんなパソコンへ顔をくっつけてやっているけれど、あのようにしたら人のことだけれど不思議に思っている。それだから、その辺のところを数字で示してほしいと思うわけだ。

**委員長** いかがですか、その辺の資料というものは、実際問題として出るのか、出ないのか。ちょっと、その辺を。

**協働企画部長** おっしゃっている意味は十分わかりますけれど、確か本会議で総務部長のほうからお答えしたと思うのですが、そういう個々にわたってAを導入したからどのくらいの費用対効果があったという、そういう比較表というものは実質つくっておりません。それをやるためには、本当に始めた当初の人数、予算、事務量、これを全部やっておきまして、その後ふえてきた事務量も全部こうやってやっていかないと算出できないのです。だものですから、そういう部分ではないのですけれども、総務部長がお答えしたとおりにふえてきた事務量、また、人員をふやさないでやってきた、そういうものがこの電算化の効果だろうなというふうに思っています。では、こんなに使ってどうするのだという話になりますけれども、今さらこれをアナログで、手作業でやるという時代でもありませんし、それもできませんし、ほかの自治体でも同様にやっていますので、当然、それを捨ててしまいますと連携もとれない、また、国や県との連携もとれないというような話の中で、実質的に私たちも非常にこの電算の経費というものが伸びてくるのは、頭が痛いのですけれども、これからは、では、どうするのだという話になると思います。そうしたら、やはり、これから

は導入したり、導入する時の、そのコストをどう下げていくとか、そういう部類だろうなというふうにも実際考えています。そうした時には、やはり、情報技術に非常にたけた職員を数人雇うというのも一つの方法だと思いますし、常に知識を新しくしている企業にアドバイザー的な形になっていただいて、塩尻市の情報システムなり、電算システムなりをまとめてみてもらう、そういうようなことも今後は検討していかなければいけないだろうなというふうにも思います。とにかく携帯電話などの変化を見ても、あれでものすごい作業ができてしまう。では、将来的には、携帯電話と連結した行政のサービスを市民の人たちが求めてくるかもしれません。そうすると、そのたびに導入経費はかかりますし、導入すると維持管理費がかかるという形になりますので、どう、そういうものを効率的に効果的に導入できるか、また、維持管理できるか、それを行政はこれからは考えていかなければいけないだろうなと。そのためには、どういう手法があるのかということも、もうそろそろ真剣に考えていく時期にきているのかなというふうには私に考えております。そのようなことで、費用対効果の比較表というものをつくっておりませんが、では、つくってみると言われても今のところできませんのでお願いしたいと思います。

**委員長** いかがですか。

**白木俊嗣委員** 費用対効果の比較というか、要するに毎年電算で、こうやってものすごい額の金が出ているわけだ。その中で事務量がこれだけふえてきて、事務経費をこれだけ抑えるなら電算がふえてくるのも時代の趨勢で、私も理解をしているわけです。最初、手計算から電算が出た時も議会も承認して進めてきたことなので、ただ、私たちが見ているのに、予算書で使用料がいくらあるとか出てくるけれど、実際に事務量がどのくらいふえてきて、そこによって本来なら職員をどのくらい張りつけなければいけないけれど、これによってこれだけのものが浮きますよと、ある程度目安になるものを見せてもらわなければ納得しようがないではないか。だから別にさかのぼれとかそういうことでなしに、今こういう現在の電算の中で仕事量がこれだけふえている。ただ、私が一番言いたいのは、どこへ行ってもみんな、職員の皆さん、あれに張りついて何しているか知らないけれど、私もああいうことは、全然、うといものだからわからないので、あえて聞いているのだけれど、本当に仕事量がふえたりしてきていることは理解するので、ただその中で、本来これだけの仕事量がふえれば、これだけの人員がかかるものが、これによってこれだけの効果が出ていますというような、ある程度の目安になるものを見せてもらわなければ理解できないと思う。

**協働企画部長** おっしゃることは十分わかります。十分わかりますけれども、そういうようなその資料をつくってきいていませんし、今からつくれと言われてもおそらくできないと思います。ということは、では、なぜかという、それをやるためには導入時点でこれだけの事務量があって、これだけの人数が必要であって、これだけのものがあつた。それを導入した途端にどうだったかということと比較しなければいけませんので、そういう導入の仕方はしてきておりません。

**白木俊嗣委員** ちょっと待って、ちょっといいですか。要するに議会で認めてきたことだから、それは理解しているのではないか。だから前年度に対してこれだけの事務量がふえて、こういうところであつたから、ことしは電算の使用料が減ったとか、それで、事務量がこれだけのものがふえたから、これだけの電算の使用料がふえたというような、その程度のものなら出やしないかと思う。

**協働企画部長** ただ、予算ベースとか、決算ベースの前年からどのくらい伸びているとか、そういうものは、私は情報推進課長をやった時からきつとこういう時代が来るだろうと思って、その積算資料というものは、ちょこちょこつくっていたら、それをあとの方々が続けていただいてあるものですから、導入当初からのずっとした導入経費というもの



は全部調査してあります。その比較ということでしたら、それはつくってありますので、おそらく出ると思いますけれども。

**委員長** いかがでしょう、そういう感じでよろしいですか。

**白木俊嗣委員** それでいい。

**委員長** それでは、そういう形で提出できる範囲で、一つお願いします。

**協働企画部長** それでは、後ほど、それは出させていただきます。

**古厩圭吾委員** 89ページ、未利用地等対策事業の関係ですが、ここで118万何がしが予算化されているのだけでも、これは主なところは人材育成エリアの管理、それから柿沢苗圃跡地の管理、ほとんどはそういうことなのだけでも、これについて未利用地対策事業と言えるような事業はどのようなことを考えているわけですか。

**企画課長** 柿沢苗圃跡地につきましても、議会等で部長のほうからも答弁等があったとおり経過もたっておりまして、同様にSNR用地のほうにつきましても同様でございます。これについては、以前から早急に活用について何とかしなければいけないというようなことで、過去においてもそれに対しての研究と報告もされてきたわけでありまして、今、庁内では、全庁的に部を乗り越えまして横断的に緊急チームをつくっておりまして、それが、例えば企業関係の情報として引き合いがあれば、それが仮に商工課だとか、あるいは我々の企画サイドのほうだとかあれば、全庁的にそういったテーマを果たして可能なかどうかということを検討できるようなチーム仕立てをしております。あるいは、都市計画の責任がらみのような、そういった課題にも発展するようなことであれば、それについても、そこを入口にして情報を集めようだとか、もう少し言いますと、農地の転用関係のあたりからの窓口からの情報につきましても横断的に庁内で、情報を同じ時点でまとめられるような、そういったような体制づくりというものを現在整えながら、何とかせないかんというようなことで進めております。

**古厩圭吾委員** 御存じのように、あそこは、今の状態では、いわゆる塩漬け状態という感じですよ。これを取得するにも莫大な金がかかっているわけです。それから維持費を、本当に草刈りと、草刈りの費用というものは無意味なような気がするのだけれど、それで、これだけかかるわけです。そうすると、これに金利だっただけかかっているわけだね、これを取得するための。この辺を全部見たら大変な負担だ。結果として見れば、何も見えないわけだ、今の状態では、若干見えるのはマレットゴルフで、健康づくりに寄与していると言えば済みますけれど、ただし、十何億円もかけたものでマレットゴルフ場をつくるほど塩尻市が余裕があるかと言われれば、少し疑問でないかなという思いも正直言って現実です。それで、今、ああいうところに対していろいろな問題が出てくると、今も少し話が出たけれども、例えば農用地の対応だとか、そういう話が出てきたわけだね。今、何もしないでいて、何か具体的なものが出てくると、そういう規制があってできませんと言う。それでは、何のために何をやっているかという話にもなるよ、これは、県から譲り受けて、当時といろいろな情勢が変わってきている現実はわからないではないけれど、しかし、結果として、こういう形でいくと全く負債だけがどんどんふえていくというふうな空気になるのだが、その辺の実態をわかるような資料は、これは出せますね。取得費から始まって、その間の経費、問題は、いろいろなことが出てきて、具体的な話になると、例えば地元が反対だ、あるいは用途地域としてふさわしくないというような指摘を県から受ける云々という話になってしまっただけけれど、しかし、県は売る時だけは売っておいて、あとは規制することだけをやられているようなことに対して、市として甘んじて、おっしゃるとおりですという雰囲気ですか。そうではなくて、これについて、何かの方向をつけるとしたら、ある種の環境整備を進めておかなければ、また、何か出てきても、こういう規制があって対象地域とし

ではふさわしくないとと言われると、また、それでチャラに戻るような、そういうことに対する不安感というものは持っていないですか。少しお聞かせください。

**企画課長** まず、柿沢苗圃の跡地のほうにつきましては、御存じのように平成9年に市が取得しました。委員さんがおっしゃるように3億4,000万円ほどをかけて取得して、その償還を行ってきたわけでありまして、それについては当時、県の農業公社がらみのほうで取得した経緯もありまして、10年間はそのまま農業用地を目的として利活用していただきたいというようなことで、その方向で市も管理してきて、あるいは、管理も委託しながらやってきました。では、それ以後、平成19年以降、市が何もやってこなかったというところも全くとはいえず、ちょっと残念ながら地元の御理解を得られないでできなかったわけなのですが、そういったことも取り組みの中ではやってきております。残念ながら、ここ、大変右肩下がりの不況というような状況の中で、企業もなかなか地方まで足を延ばして進出してくるというような状況ではない中で、8.9ヘクタールというものをどういうふうに使っていくかというのが大変問題になっております。いろいろ過去も検討しまして設計費も簡単な概略を見たわけなのですが、いろいろな利用の仕方によっては傾斜地が8%という中で、造成費も場合によったら1億円から3億円くらいかかってしまう。そういう状況の中で農業関連事業の道しかない。実は、委員さん御存じのように、昨年12月に農地法がらみが大幅な改正をいたしまして、国が目指すところの50%の自給率というものは、目標の中で大変また厳しくなっている。あそこは、農業用地でありますので、その辺についても整理しながら、今、農地法改正になってからの部分で検討しております。

一方、ではSNRのほうはどうであったかというところ、あそこについては、ざっくり18ヘクタールですか、入口のグリーンフィスと当時言われたところも入れれば、20ヘクタールくらいあるわけなのですが、これは17億円くらい、18億円くらいですが、当時かかって取得をしているわけなのですが、これについては市が所有しておいて農地でもありませんので可能ではあります。利活用は柿沢苗圃に比べれば法的には可能なのですが、しかしながら、今の状況は山林でございます、もっと忍びがたいのが傾斜地、山であります。ですので、造成費を考えるとかなりになるというようなことと、あと、いろいろ研究の中で当時報告もあったのですが、研究所を中心としたようなこともあったわけですが、そのようなことも含めながら、いろいろな視点で検討はしております。いろいろな情報が入れば我々も足を延ばしたり、その人と少し話もしたりということはインサイド的にはやっておりますが、ただ、何せ具体的に取られるような話ではありませんので、大変ながら議会にまでは相談するような、そのような時点ではありませんし、それこそ、本当に一時点というような点レベルの現在はどこまであります。

**古厩圭吾委員** 現実はそのことだろうと思うし、それなりに感じてはいますが、ただ、こういう形で二十数億円というものが塩漬け状態ですつといるということに対して、それこそ、放っておいていいことは絶対ないと思うのです、これは、では、障害になる何かと言えば、先ほども苗圃の跡地のほうで言えば、農用地関係の規制があると。しかし、これだと、10年間使うのだと、ほかに転用するなといって、ようやく何とかできる頃になったら経済状態が当然あるのだけれど、逆に言えば、こういう規制を強めてこられて、市としては手の打ちようがないというのが現実だと思うのだけれども、しかし、これを有効に活用するならば、あの傾斜地で、では農業をやろうかなどという発想で、これだけの金をかけてできる人がいると言われるれば、それはほとんどないと思う。そうすると、ではどうするかということも含めて、これは少し障害になるところをどうやって潰せるかという努力をおこななければいけないと思うのです。

**協働企画部長** 先ほど課長のほうからもお答えさせていただいたとおり、全く同じ考え方を私たちも持っていて、例えば企業からアタックがあった時に、さあやりましょうと言ったらそういう規制がはずせなくて、ポシャってしまう

というようなことが今までだったのではないかと。そうではないかねということ、市内にそういう土地利用の検討委員会を設けて、県の状況を聞いたりする中で、何とか少ない中でも有効に活用するというような企業が出てきた時に、ズブツと入れるような対策を立てていこうねということで、今検討をしていますのでお願いしたいと思います。

**古厩圭吾委員** 期待したいと思います。ただ、というのは、いろいろなことで市有地だからこれは使えると言って、かなり無理してもそこでセットしたり、もう一方では、市有地ではないから難しいと言って逃げたり、このようなことをやれば、どちらも使い分けられるわけだ。あれほど持っている市有地を使えと言われれば、規制があって駄目でしょう。一方では、ちょっと問題があると言えば、そういうふうに使分けような発想だけでは、前向きようがない。ましてや金もだんだん、それこそ、ただでさえ貧乏人がしっかり土地を持って、借金をして買って、みたいなことをやっているのだから。これは、ぜひ、もう少し前向きにこういう規制をどうやったらはずせるかという努力をお考えのようだから、ぜひ結果でわかるように、ぜひしていただきたいと思う。お願いします。

**古畑秀夫委員** 4月の人事異動が、たぶん2週間ばかりするとあると思うのですが、確か新聞に出ていたような気がするけれど、塩尻市の場合、部長職などは10月に異動するようなことで来ていたのだけれど、その辺のところの考え方は、そのままいくということなのか、この4月からもとに戻すという言い方はあれだけれど、どういう異動の仕方をするのか、考え方がわかったら。

**副市長** 部長職の異動についてということで、事業部制の絡みでいろいろ御質問もいただきました。いつも9月の議会でしたか、市長のほうから多分答弁すると思いますけれども、今までのいろいろな課題の中で、10月異動が本当にいいかどうかというところを少し考えなければいけないねという話がありまして、また結論ではないですけれども、今検討中です。では、この4月はどうするか、この4月は対象はありませんので。ただ、会計管理者が必要になりますので、その部分は部長クラスですので、その異動はあると思いますけれど、ほかは、退職で辞められる部長さんはおりますので、その分はありますけれども、ほかはないと思います。

**古畑秀夫委員** 違うところですけども107ページですが、この前も、私は質問をしたと思うのですが、職員の健康管理の部分で、法的に決められていながら受けない人がかなりいるというようなことが、この前も問題になって指摘したと思うんですけども、ことしなどは、今年度どのような程度の予定なのか。それから、メンタルの関係で、実際にカウンセリング受けている人数、何か予防も含めてというようなことのようにですけど、その辺のところの人数。

それから、その上の50人以上嘱託医を置かなければいけないという、それも法的な部分だと思うのですが、このお医者さんは、ずっと回って何かいろいろチェックしているのか、仕事内容と言いますか、わかりましたら。

**人事課長** 職員の健康診断、年1回義務づけという部分につきましては、一応、ヘルスクリーニング、循環器系検診、それから人間ドック、いずれかということで受診させる方向であります。年末の時点で、まだ未受診者については、その時に課長職を通じまして、具体的にこの人が受けていないみたいな形のものを渡してありまして、つい先日、2月の段階で循環器系検診を行いまして、その集計はまだ出ておりませんので、最終的に今年度どのくらいの受診率があったかというのは、ちょっと今のところは、まだの状況でございますが、それと個別に常に医者にかかっているような職員もいたりしますので、そういった職員が若干ありますので100%にはならないとは思いますが、いずれにしても100%に近づける努力は、今後、常にさせていただきたいと思っております。

それからメンタルヘルスでカウンセリングにつきましては、今年度まで月2回、金曜日、2回行っておりまして、月

延べ10人が受診するような形で年間120人を受診させております。現在、メンタルの関係で休職中の職員は、現在は1人、表向きは1人でございます。メンタルヘルスのカウンセリングに、ある程度定期的に今までの状況を見る中で受診させておる職員も数人おること事実ではありますが、一応、職には復職はしておる状況でありますけれども、そういった職員につきましては、引き続き経過を見させていただきたいという考えであります。

嘱託医につきましては、循環器系検診等でお医者さんとの面談の関係でお願いしております。採血したり、脈拍を測ったりというような、その一連の中で内科医の検診をお願いしております。その仕事をお願いしたり、あるいはメンタル関係で休職する、あるいは復職するといった場合につきましては、専門医の診断書が必要になるのですが、これは複数の医者からの診断を求めています、そういった場合に、この嘱託医の先生にも2人のうちの1人として加わっていただいたりというような、そのようなことをお願いしております。あと個別の関係につきましても、場合によっては専門のドクターからの御指導といったものも大変役に立ちますので、そういった部分につきましても、個別にこちらのほうで産業医として御相談させていただいているというふうな状況もございます。そのような感じの業務をお願いしてきております。以上です。

**古畑秀夫委員** 出先もたくさんあるものですから、実際には、そういうところへも出向いて1年に1回くらい、いろいろ話したり、血圧を測ったりとか、そのようなことはやってはいないわけですか。

**人事課長** 嘱託医の先生には直接そういったお願いはしてはございません。必要に応じまして、職員として保健師もおりますので、保健師で対応してもらっているというふうな状況もございますけれども、嘱託医の先生に定期的に、では、この週はどここの保育園、この週はどここの学校というふうなお願いは特にはしておりません。以上です。

**金田興一委員** 今の関連でメンタルヘルスの関係でお伺いしますが、月2回、延べ10人、この方は一生懸命でカウンセリングを受けたりして、それによって改善をして職場復帰をするなりした場合に、よくあることなのですが、例えば所属先の管理者、例えば課長、課長に対するメンタルヘルスのこういう理解は、どういうふうな形で課長たちは理解をするような機会を得ているかどうか。せっかく良くなってきたら、またそこで壊してまた行くという、これはどの職場でもあることなのですが、やはり課長たちがどういうふうな理解をするのか、課長たちが理解をする機会を設けているのかどうか、この辺はどうなのでしょう。

**人事課長** 全般には、本年度も、昨年いわゆるメンタルヘルスの研修会を行いまして、精神面で病まない方向での予防ですとか、あるいは自宅対応等につきましてはの研修会というものも開催しております。それから、個別にAという課の職員がメンタルヘルスにかかっているというような状況の場合につきましては、そのAという課の課長さんには、当然、職員個人にしてみれば、できるだけ知られたくないというふうな部分もございます。当然その辺は、産業カウンセラーの方も承知しているわけですし、できるだけ本人以外の方には情報は流さないような形はとっていただいておりますけれども、そうは言いますが、今、委員さん、御指摘のとおり、職場としての対応の難しさというものもございますので、その辺につきましては、そのAという課の課長に直接カウンセラーに行き会っていただいて、今、どのような対応をすれば職場としていいのかといったようなことにつきましても、具体的な、直接そのカウンセラーから指示をしていただいたりというようなこともありますし、間接的に人事課のほうで聞き取りをしながら、カウンセラーの先生とも調整をとりながら職場対応もさせていただいているというふうな、そのような状況でございます。以上です。

**金田興一委員** わかりました。一番カウンセラーの先生から、そういう課長たちに直接話をさせていただくという機会というのは、カウンセリングを受けている人を特定しようという意味でなくて大変いいことだと思うのです。そしてま

た逆に、もうカウンセリングを受けていると、あるいは、対人間関係で課長あたりに中には相談する職員もいると思うのです。私の経験の中でも、そういう許される場合には、管理者、課長もその職員と一緒にカウンセリングに行かされたという、そういう経験もありますので、許せるならそういうことがかなり有効になるということは私の経験の中でもあるのですが、その辺もまた研究してみたいなと、そのように思います。いいです。答えはなくてもいいです。あればうれしい。

**人事課長** おっしゃるとおりでありまして、先ほども申し上げましたとおり、あくまでも職員個々のプライバシーは最優先としまして、その職員にとってみれば、その職場内でそういった精神的なストレスを感じたのか、あるいは、家庭的なものからくるストレス等もあるというふうな、いろいろな要素がからんでくるのが通常の場合ですけれども、少なくとも職場としての対応というものは、非常に周りの職員も気を使う部分がございますので、その辺は、今、委員さんがおっしゃられましたように、カウンセリングの先生と、必要があれば、一緒に職場にも入ってもらおうような状況も、ケースバイケースで対応をできればというふうにご考えておりますのでお願いいたします。

**小野光明委員** 83ページの広報広聴活動関係で、まず広報配布委託料の関係ですけれども、毎年、年度末とか年度初めになりますと、広報しおじりにいろいろなものが入ってめちゃくちゃ分厚くなるのですけれども、委託料というものは、広報しおじりだけの委託料かと思えますけれども、ほかのいろいろな団体の広報誌があるのですけれども、挟み込んで配るのは、各地区、区によって違うのでしょうか、その辺は、ベースになっている考え方というのはあるのでしょうか。

**秘書広報課長** その1つ上に広報配送仕分作業というものがございます。実際、この作業の中におきまして、各いろいろな、私どもの庁内で言えば部署でありますし、また他の団体のお知らせ等も折り込む作業をここで行います。その下の配布のほうは、シルバーの方が各地区を統括している方がいらっしゃいますので、まず、そこへ下ろしまして、その地区の統括者から実際の個別の細かい常会長さんへお配りするまた配送委員の方がいらっしゃいますので、そこへ下ろすと、そういう段階を踏んで、お願いしているのは、この配布のほうの委託です。今、御質問の広報の中への折り込みにつきまして、私どもは、原則、1回の広報につきましては3つということで、年度初めに調整をさせていただいております。これは、最大で3つという意味あいなのですけれども、4つになりますと先ほど言いましたとおり広報が分厚くなりますし、折り込みの手間が非常にかかってしまいまして、1日を配布まで含めてやると非常に難しいという状況の中で、原則、最大限3種類までということをお願いしております。ただ、今お話したとおり年度当初に関係課で調整させていただいておりますが、時として緊急対応でどうしても折り込みで対応しなければならないものが出てまいりまして、その際には4つというような形になってまいります。庁内の各課におきましては、できるだけ本誌の紙面のほうに載せていただきたいということで調整を図っております。以上です。

**小野光明委員** それはわかりましたけれども、いわゆる見てもらうための工夫なのですけれども、先ほど広報のほうはページの見直し等を行うということなのですけれども、一つにはウェブでホームページに載せたりというようなことはしているとは思いますが、逆にお年寄りになると見にくいということで大活字版による壁新聞方式というのですか、そのような工夫もする必要があるかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**秘書広報課長** 広報でございますので、読まれなければ当然意味がございませんので、私どもの広報につきましては常にそういったことに心がけております。紙質でありますとか、段組、また、活字の大きさ、ポイントですね。ああいったことは常に見直しております。県内各地の中でも非常に好評な広報であるという評価を受けております。これともう一つは、お知らせのほかにも多少の遊び心と言いますか、記事に和らぎを与えるコーナーというものも当然必要であ

りますので、そのページも拡充していきたいなと思っています。そういったバランスをとりながら、先ほどのとおりページを見直して若干の経費減とかということでございます。また、他の団体におきましても折り込まれる情報用紙につきましても、字の大きさ、字配り等につきましては配慮願いたいということで、年度当初には徹底を図っております。以上です。

**小野光明委員** わかりました。後段のいわゆる壁新聞方式というか、現代に不似合いかもしれませんが、こういうことはどうですか。

**秘書広報課長** 少し研究させてください。

**小野光明委員** 次に85ページの市民公募債の関係ですけれども、大分好評ということで、お金のあるところにはあるものだと改めて思いますけれども、今後の方針なのですけれども、新年度は1回だけでしょうが、今後、このワイン債という形になるのか、市民公募債はどのような発行方法を考えているのか、考え方がありましたら。

**財政課長** 今回初めて募集させていただいて、今、委員さんのほうからもありましたように、実はきょう締め切りでございまして、きのう時点で6億2,830万円の応募がございました。件数で854件でございます。内訳が、市内が512件で4億3,610万円、市外が342件で1億9,220万円でございます。今回、この市民公募債につきましては、合併特例債の一部の資金調達、発行方式ですけれども、これを2億円分だけ市民交流センターという性格上、資金調達方法とは別に、住民参加とブランド発信というものを含めて試験的と言ったら少しあれなのですけれども、初めて試みにやってみたところ反響がこれだけ大きかったということでございます。今後につきましては、当面、今のところ予定はしてございません。ただ、名称をしおじりワイン債というふうにした影響もあって、NHK等からもこれだけの反響がございました。このしおじりワイン債という名前にした背景には、今後出す場合も考えて、今後はこういった名前でも統一していきたいという考えに基づいてやっておりますので、またすぐ来年やるというわけではなくて、また大きなもの等があった場合には、今言ったブランド発信と住民参加という、この2つの観点を考えて、また、そういった必要性なりが考えられれば、取り組んでいきたいということでございまして、具体的には計画はしておりません。

**小野光明委員** 次の87ページの財産管理の関係ですけれども、この中で全国市有物件災害共済会の負担金がありますけれども、これにあたるかどうかあれなのですけれども、補正とかで、必ずいわゆる事故等で専決処分が上がってくるのですけれども、これがそれにあたるのかちょっと私はわからないのですけれども、普通、いわゆる自動車保険の任意保険ですと事故がふえると保険料がふえるというような傾向になるのですけれども、これも、いわゆるどのような算定根拠が知りませんが、数がふえればこれもふえてくるように思うのですが、この分担金の考え方と言いますか、今の私の言っていることがこれにあたるのかあれなのですが、説明してください。

**財政課長** この全国市有物件災害共済会分担金につきましては、建物の火災と自動車と2つ入っております。今、委員さんの御質問の自動車につきましては、庁内すべての151台について、対物と対人の保険に入っておりますので、ですので、その事故が起きた時の免責割合によって、この保険金でまかなっているという状況でございます。

**小野光明委員** そうすると請求がふえると分担金もふえるということですか。

**財政課長** 金額は上がりません。自動車1台につき対物幾ら、対人幾らという形の保険になっておりますので、事故が起きたからといって、それで保険金が高くなるということではありません。

**副委員長** 先ほどの広報の広聴の件についてのところですが、有線テレビ広報事業委託料がここに記載されておりますが、この料金の内訳、簡単に説明を、例えば人件費とか、運営費とかあると思うのですけれども、83ページ。

**秘書広報課長** 業務委託の内容ですけれども、現在、テレビ松本さんにテレビ広報しおじりという番組の作成をお願いしております。コンテンツの企画等は私どもでつくりますけれども、実際の撮影と編集にあっては、テレビ松本さんをお願いしているという状況のものです。15分番組をお願いしている、そういった内容ですのでお願いします。

**副委員長** そうすると撮影に関するための環境整備で、もし必要な予算が出た場合は、この委託料の中からということですか。障害者の方から塩尻の広報番組が手話通訳が見にくいと、松本の場合は明るくて画面も大きいのですが、塩尻はちょっと暗くて、なおかつ四方壁で見にくいので、その辺をもう少し環境を明るくしていただくとか、何かそういうような声をいただいているものですか、反映できるのか。

**秘書広報課長** わかりました。早速対応させていただきます。

**副委員長** お願いします。

**金田興一委員** 111ページの気象観測装置の関係ですが、これは予算ということではなくて、何か最近NHKの天気予報と民報の天気予報で、例えば塩尻だけを見た場合に若干の差があるなというのはわかるのですが、以前の松本市の気温と塩尻市の気温は、さほど差がなかったのですが、最近見ていると檜川は別にして、塩尻市というのはどこを指しているのか、ちょっと私はわかりませんが、かなり気温、松本との差がかなり開いている時が多いと思うのですが、この装置は8カ所で、消防署とかで、このデータは主にどのようなところに使っていると、先ほどおっしゃいましたか。

**消防防災課長** この8カ所のデータにつきましては、消防署と6支所と木曾くらしの工芸館のデータでございますけれども、消防署が一番細かくとっておりまして、雨量データ、湿度計、温度計、風圧等をとっておりまして、それ以外については雨量データだけでございます。塩尻市と松本市のデータについては、多分、気象庁の関係では気象観測所がありますので、そのデータをとっていると思いますが、私どものデータにつきましては、ホームページ上公開をしているだけでございますので、ホームページを閲覧された方が、ごらんになって塩尻市の状況を把握していただくというために使われているデータでございます。以上です。

**金田興一委員** わかりました。ありがとうございます。参考までにNHKでやっているのは、気象観測所は塩尻市にはないですね。

**消防防災課長** ないです。

**金田興一委員** どこか御存じですか。

**委員長** わかりますか。

**消防防災課長** 済みません、ちょっと不明でございますので、後ほどNHKのほうに照会をさせてもらって、お答えさせていただきたいと思います。

**金田興一委員** 例えばNHKが、一応、一つの公共放送としてあれば、NHKで出す塩尻市の気象と、特に温度関係と消防署でとっているデータとの差がかなり開いているというようなことが、もしあったら、やはり、NHKとの、我々が一番近場のところを標準にしたいわけなのだけれども、どこでとっているかわからないデータがかなり違うのですよ最近、ここのことろずっと見ていると、できたら、どこでとっているかということがわかって、消防署のデータともし比較できるものがあったら一回比較してみて、そのような研究をしてみただければなと、そのように思うのですがお忙しいところ。

**消防防災課長** おそらくとる場所、それから、とる時間帯、その条件によってこの落差がかなり生じてくる場合もあ

りますので、少しその辺の内容等もNHKに聞かさせていただいて、うちでとっているデータとの基準が同じレベルの比較ができるものかどうか少し検討させていただいて、答弁させていただきたいと思いますが。

**委員長** よろしいですね。

**金田興一委員** はい。

**小野光明委員** 93ページの地域審議会の事務諸経費の関係なのですが、先ほど来、基本計画、実施計画という話がありますが、これは以前、代表質問でも伺いましたけれども、なぜか地域審議会に関しては音無しの構えというような気がするのですが、これから、合併から残り5年という中で、その経過については、旧市旧村ともどのような状況であるかというのは大事なことだと思うのですが、なぜかここだけはスルーをしようと思うというような雰囲気が感じられるのですが、いかがでしょうか。

**企画課長** 基本計画というのですが、実施計画がらみの話でありますので、私のほうから前段にお話させていただいて、また、審議会の関係は、担当のほうの立場の者から御答弁させていただきますが、少なくとも実施計画のほうにつきましては、合併当初のそういった計画の中で、中信協議会のほうでも計画もあって、それを引きついでやってきておりますから、事業的には榎川だけを大変重点的に、仮に北小野よりも大変優先的な取り組みをしているというわけではなくて、それは、塩尻市全体の均等と考えてバランス良く査定をさせていただいているところであります。ただ、保育園とかそういった全市的な課題があるものですから、そういったものは、順次整備していくというようなことでやっておりますし、奈良井の取り組みの、あるいは、木曾漆器の産業の支援につきましても、そういったものも塩尻市が合併した中での榎川の持つ資源でありますので、そういうものを塩尻市としても一つのメリットとして育てていこうというようなことで、実施計画の中では激論をかもしながら、重点的に選択しながらさせていただいているところであります。審議会の件につきましては、土川課長、お願いします。

**地域づくり課長** 大まかなことにつきましては、今、企画課長が申したとおりであります。例えば、昨年度の内容等を参考までにお知らせしたいと思いますが、昨年3回ほど開きまして、協議事項として主なものですが、例えば、榎川地区の実施計画の内容につきまして、5月に内容等の説明、あわせて予算の説明がございました。先ほど企画課長が申しましたように、現在、榎川地区では保育園の問題が一番大きい問題でございますので、この基本策定についての協議、それとか、または下水道料金の改定についての報告、また、合併後、市の消防団の定数の見直しがございましたので、その検討内容の報告、それと、また、榎川地域だけでございますけれども、山村振興地域でございますので、こういった計画の変更についての報告、それと地域振興バスの運行の計画の見直し等につきまして、報告があったという内容を昨年度やってまいりました。以上であります。

**小野光明委員** 地域審議会は合併特例法の関係で10年という期限になっている中で、一番聞きたかったのは、中間報告と、いわゆる10年の段階で一定のまとめをして報告すべきだと思うのですが、どうなのでしょう。

**地域づくり課長** 合併も半分を過ぎたところでございますので、こういった内容を、また、地域審議会のほうへ投げかけまして内容等につきましては、また随時議会のほうへ報告をしてみたいと思っております。以上です。

**小野光明委員** 確認ですけど、特にそういう報告書としてまとめる考えはないということですね。

**地域づくり課長** 報告書というか、それもあわせて審議会のほうで、また協議をしていただいとということでございますので、今、この場でできる、できないということは申し上げられません。以上です。

**委員長** ほかにありますか。ここで10分休憩をさせていただきます。なお休憩後に新しいところに入ります。民生



費から入ります。よろしくお願ひします。

午後2時28分 休憩

午後2時38分 再開

**委員長** それでは休憩を解きまして再開をしたいと思ひます。この次は、民生費からですね、残りの歳入に關しての説明を。

**小野光明委員** 議会費の關係で、ここで聞く話ではないのですけれど。

**委員長** 少し待ってください。もう一度、質疑があるようですので1点だけ、どうぞ。

**小野光明委員** そもそも、ここで議会費がどうこうというのは、そもそもおかしいような気がして、本来ならば、議長査定で決まってきたてもいいことだと思ひます。それと議会費でありながら、ここに出てくるまで議員が知らないというのも変な話で、特別職給与であるとか、政務調査費等は条例等で決まっていますのですが、議長もいることですので、今後、本来ならば議長査定で最終的には市長部局との折衝で決まるような形がいかと私は思ひます。けれども、今後の検討課題で、これは議会側の話ですので、また、どのような場面かあれですけど、協議していただければと思ひます。以上です。

**委員長** 1点いかがですか、予算的な場面で、いわゆる議会費というものは、そういうことも可能なかどうか、その点はおわかりですか。どなたか。

**財政課長** 当然、議案として一般会計総額の中に議会費も入ってまいりますので、当然、議決要件には入ってまいります。

**委員長** その辺は、また、議長のほうで検討をしていただくということによろしいですね。

**議会事務局次長** 事務局のほうからお願いしたいのですけれども、一応、この予算につきましては、議会運営委員会で、御協議いただくような形で先例事項として載っているものですから、一応、過日、議会運営委員会では予算に關する事項、一応、協議していただいたのですけれども、ただ小野委員さんのおっしゃっているのは、それ以前の積み上げの關係ということをおっしゃっているかと思ひます。先例事項では、一応、そういう形になっておりますのでお願いしたいと思ひます。

**委員長** よろしいですね。それでは、民生費からの説明を求めます。

**健康づくり課長** 予算書の156、157ページをお開き願ひたいと思ひます。健康づくり課のほうで榎川保健福祉センターの管理諸経費について御説明申し上げます。この管理諸経費につきましては、施設管理に必要な經常経費を計上してあります。主なものにつきましては、そのところに電力使用料と施設管理委託料になりますけれども、委託料につきましては管理の一部をNPO法人ビレッジならかわにお願いしているものであります。この施設は、各種検診とか、社会福祉協議会などに貸し出し、あるいは、障害者共同作業所、放課後児童教室に利用されております。簡単ではありますが、以上です。

**市民課長** 続きます8目老人医療事務費につきまして御説明申し上げます。平成20年3月で老人保健法は廃止されておりますが、それ以前に診療され、月遅れで請求された分を処理する事務諸経費となっております。請求件数の減少により減額となっております。

続きます9目国民健康保険総務費につきましては、3つ目の丸、社会福祉事業繰出金でございますが、老人保険事業

特別会計繰出金は、医療給付費の公費負担5割に対する市の負担分であり、負担割合は1/2分1となっております。

2つ目のポツ、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、保険基盤安定繰出金、あるいは、事務費、財政安定化事業等、法定内の繰り出しと健康増進事業にかかわる分の繰出金となっております。

続きまして、158、159ページをお願いしたいと思います。10目の後期高齢者医療運営費でございます。最初の丸、後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、最初のポツの負担金、事務費分につきましては、広域連合の運営費ということで、均等割、あるいは人口割、高齢者の人口割等により負担をしているものでございます。2つ目のポツ、医療費分につきましては、医療費の公費負担5割分の市の負担分でありまして、負担率が1/2分1となっているものでございます。

2つ目の丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、保険料の軽減策に対する繰り出し並びに事務費等の繰り出しを行うものであります。

続きまして176、177ページをお願いしたいと思います。2つ目になりますが、4項国民年金事務費でございますが、国民年金につきましては、国の直接事務で、本年1月に発足しました日本年金機構が、国から委託や委任を受けて行っておりますが、市は窓口事務として資格の取得や喪失、あるいは、受給申請などが機関委任されていますのでその事務に要する経費となっているものであります。以上であります。

**健康づくり課長** それでは、180、181ページをお願いいたします。予算説明資料では19ページになります。1項の保健衛生費、1目保健衛生総務費から御説明をさせていただきます。まず最初に2番目の白丸になりますけれどもも保健衛生事務諸経費になりますが、市民が安心して暮らせるよう地域医療の確保と、一次、二次の救急医療体制の確立を行うための事業になります。総額につきましては2,671万3,000円ということですが、この中で上から9番目のところに在宅当番医制事業委託料514万7,000円があります。昨年よりも26万9,000円ふえておりますけれども、前年よりも5日間委託料が増になっている部分でふえているという状況です。

3つ目の白丸になりますけれども、保健衛生繰出金になります。これは、地域医療の確保にかかわるため、両小野国保診療所及び榎川診療所への繰り出しを行うということで、両小野国保の繰出金につきましては、前年と同額を計上させていただいております。それから国民健康保険榎川診療所事業特別会計繰出金につきましては、1,213万3,000円ということで、昨年よりも427万9,000円減額になっておりますけれども、これにつきましては、後ほど特別会計の中で詳細について説明させていただきます。

その下の一番下にある白丸、天使のゆりかご支援事業につきましては、前年と同額の計上をさせていただいております。

次のページになりますけれども、182、183ページをお願いいたします。上から2つ目の白丸になります。予防対策事務諸経費8,010万9,000円、昨年よりも139万2,000円多くなっております。これにつきましては、予防接種法に基づくものと任意接種ものがありまして、その任意接種のほうにかかわるもので新規事業としまして、一番下の黒丸になりますけれども、ヒブワクチン接種費補助金というものが160万円あります。この分の接種費用の一部の助成を行うというもので、計上させていただいております。

続きまして、一番下の白丸になりますけれども、感染症予防対策費、これにつきましては、感染症法に基づき、乳幼児のBCGの直接接種と、成人には胸部レントゲンの間接撮影を実施し、疾病の予防と早期発見に努めるための予算になっております。昨年よりも32万5,000円減額になっておりますけれども、一応、そのような形で計上させてい

ただいております。

続いて184、185ページになります。上から3つ目の健康増進事業というところでありまして、塩尻市の健康づくり計画及び健康増進法に基づき、市民が将来を通じて心身の健康を維持し、生き生きと充実感のある生活が送れるよう、各種健康診査、それから健康教育、健康相談などを積極的にを行い、総合的な健康づくりを進めるための事業費になります。総額で6,682万3,000円になっておりますけれども、昨年より1,128万7,000円増になっております。主なものにつきましては、下から9つめの黒丸、保健対策事業委託料5,684万4,000円とありますけれども、ここに女性特有のがん検診の事業ということで、この事業に伴うものを国庫補助を受けまして検診を行っているということで、その分の事業がふえているという状況になります。

一番下の丸になりますけれども、高齢者歯科健診事業、これにつきましては、塩筑歯科医師会の御協力により、次のページを見ていただきたいのですが、上から6つ目の歯科健診委託料174万8,000円でございますけれども、高齢者の口腔衛生の改善により健康の入り口である歯を守り、高齢者の健康を増進をすることで行っている事業で、これが主な事業になります。

次の白丸になりますけれども、後期高齢者等保健対策事業がありますが、これにつきましては、塩筑医師会への事業委託ということで、75歳以上の後期高齢者に対し生活習慣病及び介護予防のための健診や保健指導を実施し、健康保持の増進を図ることを目的としております。金額につきましては、一番下から3番目の黒丸になりますけれども、後期高齢者健診委託料1,885万9,000円となりますけれども、昨年よりも217万8,000円減額になっておりますけれども、平成20年度からの事業になっておりまして、実績にあわせて計上させていただきましたので、その分が減額になっております。

次の丸、食育推進事業になりますけれども、食育活動推進プログラムに基づき、食育を市民運動として展開していくために、今年度、新たにここに設けました。私どものほうでイメージキャラクターとしているグレートス応援隊が、このほど発足しましたので、それなどを使いながら食育推進の市民運動を展開していく予定でおります。

最後の白丸、母子保健事業になりますけれども、母子保健法に基づきまして、乳幼児の検診、健康教育、子育ての支援及び相談事業を実施してまいりまいるものであります。事業費につきましては8,073万2,000円ということで、昨年よりも1,514万7,000円増額になっております。これにつきましては、次のページを見ていただきたいのですが、次のページの上から5番目のところに一般健康診査委託料6,204万3,000円というものがございまして、ここに妊婦一般健康診査というものが、妊婦さん一人当たり14回実施するようになっておりますけれども、その14回分と超音波検査の4回分が足されまして、それを公費で負担することになっておりますので、その分金額がふえているという状況です。

それから、一番下の黒丸になりますけれども、産科医療研究ネットワーク負担金100万円計上させていただいております。市議会でも一般質問で御答弁したとおりでありますけれども、市内の母親やこれから出産を迎える市民の皆さん、あるいは、医師、助産師、松本保健福祉事務所の職員などに参加をいただき、産科医療研究ネットワーク協議会を立ち上げていきたいということで、予算を計上させていただきました。私のほうからは以上です。

**生活環境課長** 引き続きまして5目の環境衛生費をお願いしたいと思います。環境衛生費の環境衛生一般事業、上から4行目、衛生部長・班長謝礼でございますが、衛生部長さんには、均等割ということで2万3,100円、それから戸数割で55円を謝礼として支払っているものであります。また、衛生班長さんですが約840人、戸数割で400円

を見積もらせていただいているものでございます。

次のページをお願いしたいと思います。次のページ191ページ、上から7行目の菜の花エコネットワーク補助金でございます。これにつきましては、市内で菜の花の栽培を行い、循環型社会形成のサイクルに基づき事業展開を検討している有志グループが構成されております。そのグループをネットワークということで実施するものでございますが、収穫、菜種油の搾油、その製品化、さらにはそれを集めたBDF、バイオディーゼル燃料の精製までの研究過程に対して補助するものでございますが、平成21年度の場合には、菜の花プロジェクト推進事業として計上させていただいたものでございます。

次に資源リサイクル推進事業でございます。その事業の1行目、2行目の臨時職員社会保険料及びその下の臨時職員賃金でございますが、事業系廃棄物処理実態調査事業ということで、事業系ごみの減量、分別、資源化の徹底に向けて現状の把握をするための調査を行いたいというものの、1人分の臨時職員人件費を計上させていただいたものでございます。これにつきましては、緊急雇用創出事業として実施するものでございます。

次にそこから7行目資源物回収事業委託料でございます。それと、その上にびん回収、ペットボトル回収がございしますが、ごみ資源化に伴う収集、運搬、分別処理の委託料、この3つが資源化になっておりますが、3つで8,122万円となっておりますのでよろしくをお願いしたいと思います。

白丸1つ飛ばしていただいて、「クリーン塩尻」推進事業について御説明を申し上げます。その一番下でございます。環境と食と生活のフェア負担金でございますが、今年度は50周年事業ということでJA塩尻さんの大農業祭と同時期開催をさせていただきました。来年度は、今、計画しておりますのは、この大農業祭と県の食育フェア、これを12月1日に実施できるかということで、今、準備調整をしているところでございます。

次に廃棄物不法投棄防止対策事業をお願いしたいと思います。次のページをめくっていただきたいと思います。193ページの3行目不法投棄物処理委託料でございます。春と秋の一斉清掃及びその下の不法投棄回収委託料等で不法投棄のパトロール回収した廃棄物の処理費でございます。その下の回収委託は、河川、道路、それから林道などの不法投棄パトロール及び回収作業を委託しているものでございます。

その下の犬・猫死骸回収業務委託料、昨年より増額させていただいてございますが、市道等主に交通事故等の犬・猫の回収事業を委託しているものでございます。最近、ここ2年くらい、その件数が非常にふえてきております。その処理費1体4,200円を処理費として支払っているものでございます。

次に、6目の環境保全費をお願いしたいと思います。白丸の2つ目、公害防止対策事業でございます。そこから約10行くらいです。自動車騒音調査委託料から河川・湖沼水質検査委託料までにつきましては、自動車騒音、大気環境、河川・湖沼水質環境の環境モニタリングということで監視測定をしているものでございます。この中で、真ん中にありますダイオキシン類調査委託料というものがございしますが、隔年で環境のダイオキシン類を測定させていただき、環境基準が守られているかモニタリングをするものでございます。前回は、平成20年度にやらせていただいております。

次の白丸の自然環境保全事業をお願いしたいと思います。次のページをお願いします。195ページの一番上、アレチウリ等外来植物駆除委託料でございますが、田川等の河川敷で大量に発生しているアレチウリを駆除するものでございます。これにつきましては、平成21年度補正予算をお願いしたところでございますが、本年度は、当初予算で田川の河川敷についてアレチウリの駆除をしたいということで考えております。これも緊急雇用創出事業を充てて行うものでございます。

次の白丸の地球環境保全事業をお願いしたいと思います。その7行目新エネルギー導入普及事業補助金でございます。これにつきましては、ソーラー発電のシステム補助を1キロワットあたり、今まで1万7,500円でしたが、4月1日から3万5,000円、限度額につきましては10万円を15万円に拡大させていただき、その予算でございます。

次の白丸、環境教育推進事業でございます。これにつきましては、環境教育の支援を図るために訪問出前講座、環境学習講座、それから2月に行いましたトーク&パフォーマンスの活動、事例発表会等を行うものでございます。

次の下の環境管理システム推進事業、その事業の6番目、審査登録・支援業務委託料でございます。ISOの審査登録でございますが、平成23年3月に3回目の更新をさせていただきたいと。3年に1度のISO14001の更新期限になっているものでございます。なお、ISOの更新につきましては、塩尻環境スタンダードというものの審査、それから認証登録のリーダーを務めているということもでございます。3回目の更新をお願いするというものでございます。

次の196、197ページをお願いしたいと思います。7目の斎場費をお願いしたいと思います。斎場施設管理費のちょうど真ん中くらいに斎場運営業務委託料がございます。これにつきましては、火葬業務、それから火葬棟、待合室の管理等の維持管理業務につきまして、今まで、お二人の方でやっていただきました。主にオペレーターと言いますか、火葬業務につきましてはお一人の方でございますが、これは、今回3人体制で、火葬業務につきましてはお二人の方に業務をしていただきたいということで体制整備を図るものでございます。なお、現在の委託先は随意契約で塩尻造花さんをお願いしているものでございます。

続きまして8目の霊園費をお願いしたいと思います。次の198、199ページをお願いしたいと思います。霊園費の霊園整備事業の2番目、設計委託料でございます。これにつきましては、現在の霊園内のスペースに80基を増設したいというものについての設計をお願いするものでございます。工事につきましては、平成23年度以降、実施する予定で計画をしているものでございます。今年度は80基の設計委託をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。200、201ページの清掃費の2目ごみ処理費をお願いしたいと思います。ごみ処理負担金でございますが、塩尻・朝日衛生施設組合負担金でございます。負担金につきましては、人口割が10分の3、実績割が10分の7。今回、塩尻市95.11%、5億1,105万3,000円でございます。朝日村さんが4.89%、2,629万6,000円の負担で平成22年度をお願いするものでございます。前年度と違いますのは、議員全員協議会でも御説明いたしましたとおり、クリーンセンターの大規模改修を1年先送りさせていただきました。それに伴う1年の点検、営繕修繕等を見ております。約総額で6,000万円ほど塩尻市の負担金が減額になっております。これにつきましては、平成10年から平成12年に行いましたダイオキシン対策の組合債が終了いたしまして、平成22年からは最終処分場のみの償還になっております。その減額が約7,200万円でございます。その負担割合の減額による減額でございます。

次の上水道施設費の水道事業会計繰出金につきましては、企業会計元利償還金等を対象にした水道事業会計の安定化のための繰り出しを行うものでございますし、次の簡易水道事業特別会計繰出金でございますが、榑川地区の簡易水道についての事業安定化のための繰り出しを行うものでございます。以上です。

**消防防災課長** だいぶ飛びますけれども、次に消防関係をお願いいたします。266、267ページをお願いいたします。9款消防費1項消防費1目常備消防費でございます。説明欄の白丸1つ目でございますが消防負担金、松本広域連合の負担金でございまして6億400万円余でございます。前年度対比1,000万円余増となっております。この

増の原因は、本市で採用の職員の退職手当でございますが、平成21年度は1人退職、塩尻の消防署長さんでございますけれども、平成22年度は2人退職となります。その関係で1,000万円余ふえているものでございます。算出につきましては、広域連合における消防費の共通経費を構成市町村の基準財政需要額で案分をしているもの、これが15%ございます。それと本市で採用の職員の退職手当、それから派遣職員1人分の人件費、それと高速道路以外の一般救急業務の負担金で、あわせまして6億400万円余ということでございます。

その次の黒ポツ、松本広域連合負担金、これは高速の救急業務にかかわる負担金でございます598万7,000円でございます。高速道路にかかわる救急業務を維持するための経費でございます、同額を中日本高速道路株式会社から支弁金として受けまして、そのままストレートで負担金として広域に支払うものでございます。ことしと言いますか、平成22年度は500万円近く少なくなっておりますが、これは、出勤回数による減でございます、平成21年度は20回以上で積算されておりましたが、これが、14回と少なくなったために半分くらいの負担金で済むようになったということでございます。

一番下の木曽広域連合負担金、これにつきましては、木曽広域の消防庁舎建設に伴う起債償還分でございます。

次の2目非常備消防費でございます。一番目の白丸、委員報酬、消防委員の報酬でございます。

3つ目の白丸、団員報酬、消防団員報酬900人分でございます、2,160万円余でございますが、前年度対比で137万円減となっております。これは60人減に伴います定数改正による減でございます。

その3つ丸、白丸の下、消防団補助費でございます。1つ目の黒ポツ、消防団員退職報償金、これにつきましては、今年度退団予定者のうち5年以上で在籍した退団者につきまして報償金をお支払いします。その退職予定者分でございます60人分を見込んでおります。

それから次のページをお願いいたします。268、269ページでございますが、上から4つ目重機借上料、金額的には29万4,000円でございますが、これは市のポンプ操法大会を6月20日に予定しております会場整地費。それから、実は県のポンプ操法並びにラッパ吹奏大会が、平成22年度は塩尻市が開催市ということになります。8月1日の日曜日に中央スポーツ公園と桔梗小学校を使いまして開催をいたしますが、その関係の会場整地費でございます。

その下の白丸消防団諸経費、一番下から2番目の黒ポツ、備品購入費543万8,000円でございますが、これにつきましては、消火栓用のホース並びにホース格納庫などの消防備品の購入でございます。

その下の白丸、消防負担金、上から2つ目消防団員退職報償金負担金1,843万2,000円でございますが、これは、公務災害共済基金の団員の退職負担金でございます、団員一人当たり1万9,200円掛ける団員定数分でございます。なお、この団員定数分につきましてはの算出基準日が、平成21年10月1日現在ということになっておりますので、今年度の負担金は減りませんけれども、来年から定数減による分の負担金が減っていく形になります。

その2つ下の黒ポツ、公務災害補償費負担金215万2,000円でございますが、これにつきましては、公務災害共済基金の団員の公務災害に対する負担金でございます、団員一人当たり1,900円の負担をしております。それ以外にも市民の皆さんが消防作業とか、あるいは水防作業とかに従事した場合の補償制度にも加入をしております。

一番下の白丸、消防交付金、1つ目の黒ポツ、消防団運営交付金1,269万7,000円、これにつきましては、消防団運営のための各部に交付している交付金でございます、団員の人数割、あるいは世帯割、また車両割などに基づきまして算出をいたしております。

その下の黒ポツ、災害出勤交付金、これにつきましては、団員が火災時、あるいは災害、行方不明者の捜索などで出

動した場合に対して交付をしているもので、1日出動した場合は3,000円、半日の場合は1,500円ということで交付をしているものでございます。

次のページ、270、271ページをお願いいたします。1つ目の白丸、自主防災組織育成推進事業、これにつきましては、一番下の黒ボツ、訓練交付金38万円ございますが、各区などの防災訓練の実施に際しまして、訓練経費の2分の1、2万円を上限に交付をしているものでございます。

その下の白丸、消防団活性化推進事業132万円でございますが、これは、消防音楽隊の活動にかかわる経費でございまして、楽譜の購入であるとか、楽器の修繕等の費用でございます。

3目消防施設費でございますが、1つ目の白丸消防施設整備費、上から3つ目の黒ボツ、小型動力ポンプ購入費でございますが、こっちは3台購入をさせていただきます。この小型動力ポンプの購入の更新の考え方につきましては、15年経過した段階で更新をしてきておりまして、今年度は塩尻四部の上西条、塩尻九部の東山、宗賀一部の床尾、以上3台を更新する予定であります。513万円になります。

その下の黒ボツ、消防ポンプ自動車購入費、これにつきましては片丘二部、南内田になりますが、1,600万円、1台を購入するものでございます。このポンプ自動車の更新の考え方でございますけれども、先ほど中野委員さんのほうから17年というお話がございましたけれども、今までは17年更新で進めさせていただきました。しかし、近年、車の性能もだいぶよくなってきておりますし、耐久性も向上してきているということから、この片丘の購入をした後、来年以降につきましては20年、または走行距離1万5,000キロメートルを超えたものを更新していきたいという考え方しております。この考え方でいきますと、片丘の次に古い消防ポンプ車は、平成10年車の原新田が一番古い状況になりますので、この考え方でいきますと、次回の更新につきましては、平成30年度までは原則更新はないかなという考えでございます。

その下の一番最後の黒ボツですが、消火栓新設改良負担金、これにつきましては、消火栓の新設、あるいは修繕、移設に伴う費用でございます。960万円でございます。

一番最後の4目水防費でございますが、一番最初の白丸、水防施設管理諸経費、この水防費につきましては、水防訓練を2年に1回実施しておりまして、平成22年度は実施をしない年にあたります。したがって、ここでの費用は、水防倉庫に備蓄をするための消耗品、あるいは、水防用の資材、砂、土嚢袋の費用でございます。消防関係は以上でございます。

**財政課長** 公債費になりますので338、339ページをお願いいたします。公債費につきましては、長期債の最近の償還元金及び利子でございます。なお、平成22年度は、補償金免除の繰上償還、借りかえを予定しておりまして、これは国の条件の緩和によりまして、本市では6%以上の金利のものが、一応、対象となっております。ただし、国の予算の範囲内としておりますので、当面は、元金分繰り上げ、借りかえといたしまして5,000万円をこの28億4,146万円の中に含んでおります。したがって、左の表の財源内訳の地方債で5,000万円あるのが、この借りかえ分の5,000万円を歳入で載ってくるものでございます。以上です。

**企画課長** 次のページの340、341ページをお開きください。13款諸支出金1項公営企業費1目土地開発公社費についてであります。土地開発公社費といたしまして、その貸付金1億2,800万円を計上させていただきました。土地開発公社に無利子貸し付けを行って運営支援をするものであります。

**財政課長** 次の予備費につきましては、例年どおり1,000万円を計上させていただきます。以上です。

**委員長** 以上で説明は済みでしたね。第2条の債務負担行為とかそちらのほうを先にやってしまいますか。先に歳入のほうがいいですか、

**財政課長** 歳入のほうか。

**委員長** でやったほうがいいね、その場面はね。

それでは、以上で説明をいただきましたので、これから委員の皆さんから質疑をいただきたいと思います。何かありますか。

**古畑秀夫委員** 後期高齢者医療制度というのが平成24年から何か変わるというようなことで、この間もマスコミに少し出ていましたが、もっと最近でどのような方向になっているのか、わかったら説明をお願いします。

**市民課長** また、特別会計の中で若干ふれたいとは思っておりますけれども、今、委員さんがおっしゃられましたように政権が新たになりまして、平成24年度末をもちまして後期高齢者医療を廃止して新たな制度を創出するというところで、現在、国のほうで4回目になりますか、検討委員会で内容を協議しているところでございます。その中で、国のほうとしましては、現在の、年齢によって制度を区分するのではなくて、今の一つの案で出ておりますのが、現在の後期高齢者の分も含めて一体的な保険制度として、保険証が同じで一つの制度とすると。あわせまして、国民健康保険も一体的な制度として広く検討していきたいということで、現在、協議が進められております。昨日来の新聞でも、その場合の負担経費はどうするか、公費負担をどうするかということ、今、協議になっておりますけれども、現在の流れとしましては、今年の夏に中間報告をまとめまして、そのあと、いろいろ意見交換をしたり、事業を検討する中で、来年になりまして国会に提案をしまして、後期高齢者の時もそうでしたけれども、施行する2年前には法律を通しまして、そのあとシステムだとか、あるいは広報活動をしまして、平成25年4月に新制度スタートということで、今、流れというようになっております。細かい内容につきましては、ことしの夏以降に中間まとめができますので、その時点で、また、流れてこようかと考えております。以上です。

**白木俊嗣委員** 保健衛生費の繰出金の関係だけれど、これを見ると両小野国保病院と榎川診療所へ繰出金を出しているけれど、ここに載っているものは交付税で措置される分だね。

**健康づくり課長** 一応、今までは交付税措置ということで、対応してきたものでございます。ただ、平成22年度はその交付税がなくなってくるので、その分、本当はもう少し上乗せして出したいのですが、前年と同じ金額を計上させていただきます。

**白木俊嗣委員** 実は、聞きたいのは、両小野国保病院の関係だけれど、両小野国保病院の決算を見ると2億3,300万円からの現金を持っているね。そういう中で、それを現金として残して、これを繰り出して、不足分については両市町で6,000万円か、7,000万円を負担しているのだけれど、なぜ、現金預金の取り崩しをしないわけか。

**健康づくり課長** 確かに平成20年度決算期で2億3,484万9,516円現金がございました。これにつきましては、委員も御存じかと思うのですが、企業会計をする中に収益的収支、予算として人件費だとか、需用費だとか支払い分がまだ残っていると、3月の時点では、それをとっておかないと次の事業に、年度に移りかわれないという状況です。2億円もとは必要ないと思うのですが、2億円の中には、建設改良引当金4,400万円がもう入っておりまして、実際に運営する中では、そのくらい残しておかないと事業ができないということになっております。今までの現金残高、平成17年からずっと確認してありますけれども、大体2億円以上残している状況でございます。ただ、昨年4月に病院から診療所へ変わったという経過もありますので、私どものほうとしましては、この診療所を



運営する中で、どういうやり方が一番いいのかということも考えていかなければいけないということを事務局と話をしながら、あるいは、辰野町の管理者とも話をしなければいけないと、あと、地元の人たちとも話をして、どういうやり方をしていったらいいかということ、今後、検討していきたいと思っておりますので、委員のおっしゃることは、重々、私も来た時に、なぜ、こんなにあるのかしらということを考えましたので、そのような点、少し見守っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

**白木俊嗣委員** そうやって言われると、でも、今度、診療所になったのだよね。あそこは有床になっているけれど、これから決算を見る中で無床にしていくべきではないかという議会の意見も多いわけだね。そうすると槽川診療所と比較をした時に、やはり、現金で持っていれば、それは、ある程度取り崩しても決算で使って、そして不足分については、これは、今度は一般会計から何なり繰出金で対応するのが本来だと思うのです。私も、今まで議員をやったりして、2億円もあったなどと考えたら気がついたかなと思ひたけれど、最近、質問してからそのような気がするの、その辺の見直しはしっかりしてほしいと思ひます。ただ、皆さんも、地域の皆さんにとってと言うけれど、地域も大事だけれど、地域の皆さんは、その診療所をいかに利用してもらおうかということが地域の皆さんの役目なので、これはだけれども、両市でやっている組合立の国保病院にしても、これは、町内の事情もあるので、うちだって槽川診療所を持っていれば、やはり同じ対応をしていかなければいけないと思ひます。そういう面で、これは、早期に対応すべきだと思ひます。地域の意見ばかり聞かないで、うちの親会計で出すことはないという話になれば、これは道理のない話ではないので、その辺も総合的に見る中で、その辺の改善はしていかないとまずいと思ひますよ。

**市民環境事業部長** 先の全員協議会の中でも、両小野国保診療所の運営等についても御報告させていただいた時に、私もお話をさせていただいていたかと思ひますけれども、今までは、本当に病院を何とかしようということですとやってきていました。そういった中で、多分、委員さんが議員さんで出て行ってくださった時は、2億円は、多分なかったと思ひます。それから何年も経っていますので、そういった中で来まして赤字分については、両方の市町で折半でということ、規約の中でうたいましてやってきてはいたのですけれども、ようよう、地域の皆さんの声ばかりでなくて、これは、両市町の財政状況等も勘案する中で、こういう状況をいつまでも続けていくことは少し困難ではということもあわせて、地域の皆さんにもいろいろ御理解をいただく中で、こういう診療所ということで決めました。そこで、それだけみんなで協議をしていただいて決めた結果なものですから、もちろん組合議会のほうからもいろいろ御意見をいただきましたし、そういった中でも御理解をいただいて、当分の間はこういう形で進めさせていただきたいということで、今回もこの繰出金は前年度の当初予算並に盛らせていただきましたけれども、これからの方向性の中では、今、お話のありました内部留保資金等々も使ったり、あるいはもっともっと改善する部分がないかということで引き続き検討しながら、また組合議会、あるいは、その報告も、両市町の議会にもさせていただきながら進めてまいりたいというふうにご考えておりますので、今、課長のほうからも話がありました、少し温かく見守っていただけたらというふうにご思ひますのでよろしくお願ひします。また、何か必要が生じてくれば、御相談をさせていただきます。

**白木俊嗣委員** 何か大変温かく、いいです。

**中野長敷委員** やさしいね。

**白木俊嗣委員** やさしくないの、言っているのです

**金田興一委員** 191ページの公衆浴場経営安定化等助成事業補助金ですが、これは県が2分の1、市が2分の1でこの金額でしたか。

**生活環境課長** 市が2分の1、県が2分の1、安定化ですが、高原の湯さんと桑の湯さんのものです。高原の湯さんではAランクということで0から50人程度、桑の湯さんがBランクで50人から100人ということで、高原の湯さんには34万円、桑の湯さんには30万円ということで補助するものでございます。

**金田興一委員** この金額は、もうずっと変わってないですか。

**生活環境課長** 経営安定化は変わっておりません。

**金田興一委員** 何か最近、なくてはならない人も結構おられるようなのですけれども、何か少なくなって経営をどうしたらいいかという話まで、少し数字も示してお願いに行きたいなどという話がちょっとあったものですから、その前にこういう、今、補助金とか助成金というものは減らしていく時代だという話もしてあるのですが、そうかと言ってなくなっても困るし、配慮していただく、配慮する、県の関係もあるものですから、そういう余地というものはあるものですか。

**生活環境課長** 県と一緒に経営安定化について考慮していくというもので、県との関係もありますが、今のところ、県のほうでもさらに支援するというようなことでは聞いておりません。ただ、もう一つは、その設備、設備をするものについて、県、市が2分の1というような、設備投資のほうは去年させていただいたり、そういう面ではありますが、経営安定化ということでは、この金額が相当続いているのは事実の話です。

**金田興一委員** わかりました。

**古畑秀夫委員** その下の、いわゆるごみ減量の部分ですが、本会議でも特に事業所なりアパートのごみが減ってないということで、いろいろ質問が出たわけですが、臨時職員を雇って、そういう対応をしていくということですが、具体的にはどのような形で進めて、臨時の職員の人をどのような形でやるのか、少し具体的に。

**生活環境課長** 係長のほうから具体的な内容を。

**環境整備係長** アパートや営業所から発生する事業系ごみにつきましては、分別方法は一般家庭ごみと同じようにしているのですが、まだ徹底されていない部分が見受けられますので、やることは、所有者、管理者のバック調査を行います。それと、実際、そのアパートや事業所がどこに排出しているか。また、あるいは、許可業者と収集運搬、処理方法をどのようにしているか、また、収集処理の契約者と契約内容などを調査しまして、一応、調査をデータベース化しまして、転入時にアパートに入った方にはこのように分別しているのですよという説明は、こちらから指導できるということと、あと業者にも御協力をいただきまして、契約内容をずっと見直していただいて、分別の徹底をしていただいて減量化に努めてまいりたいと、このようなことを考えています。以上です。

**古畑秀夫委員** 結局、今の話で、契約内容がどうなっているかということでも調べたりしてということだと思うのですが、いずれにしても業者をお願いして、業者はバツカー車で持って行ってしまうと、その業者が自分のところに持って行って分別すれば、それはそれでいいのだけれど、多分、見ているとそのまま突っ込んで行けば、そのまま東山のほうへ持って行ってしまわないか、柿沢ですか。そういうふうになったのでは、結局、業者ということにもなるし、私もアパートを借りたいという人がいて一緒について行って、アパートの経営者の人の説明を聞いていたらまるっきりおおざっぱな分け方なのですね。これでは全然ダメだなと思ったけれど、どっちがどっちなのか、その辺のところを、分ける段階で徹底してきちんと分けてくれたら一番これはいいことなのだけれど、ある程度、業者にお金を少し出すから業者が分けるというふうな契約内容になっていると、業者のところをきちんとチェックしなければいけないし、少し難しい部分があるのではないかなというふうに思うのですが、その辺のところを少し。

**環境整備係長** 先日も市内の業者とで打ち合わせと言いますか懇談会をやっていたところ、業者の中には、やはり、自分で事業所から、あるいはアパートから回収したものをきちんと分別して出しているという業者もあるものですから、その辺が、今、少し徹底できない部分でもありますので、また、今後は、クリーンセンターで行われるパッカー車が入ってきた段階で全開検査の強化もしまして、徹底を図ってまいりたいということで御理解をお願いしたいと思います。

**古畑秀夫委員** そのところは徹底してもらって、特にパッカー車のところでもっと徹底してもらいたいというふうに思いますが、もう1つは、生ごみ、同じそのところで生ごみ処理機で、生ごみ、なかなか資源化してということは難しいということで、堆肥化の話もいろいろ出たりはしているけれど、なかなか難しいということだけれど、処理機を使ったりして堆肥化するのでコンポスターとまた電気で処理していくというものがあるのですが、あの電気での処理機というものは、あれは結構堆肥化にうまくいって、それを畑に散布してというような部分では、どうなのですか。どのようにつかんでいるか、わかったらお願いします。

**生活環境課長** 電気の処理機は、個々にその分量で、発酵剤を入れたりしているものもございまして、処理を自分の敷地等で処理をしているというふうに聞いております。また、コンポスターの場合は、割りと大きなものもありますので、農村部のほうが非常に多いですが、2つ目等まで入れている方もございまして、効果的にはあると思います。ただ、一部、自分の敷地の面積が少ないために電気で処理したものが処理できないというようなことも相談では聞いております。

**古畑秀夫委員** 堆肥化して、それを畑にまいて問題ないというほど、きれいに堆肥化されるということですか、電気の場合。

**生活環境課長** その発酵度合いによりますが、二次発酵の完全発酵まではいかないと思いますので、まいていただいてすきこむというのですか、が必要になる、その時期のものもあると思います。

**古畑秀夫委員** もう1つ、特に生ごみをコンポスターや何かの場合、昔、ぼかしとかという、いわゆる微生物でというのは、これは、塩尻市なども結構やっている方がおるわけでしょうか。

**生活環境課長** 今、どの程度やっているかはデータはないのですが、そういうものがあるということは知っておりますが、どの程度利用されているかというのは調査をしておりません。

**白木俊嗣委員** 今、業者が自分のところに持ち帰って分別しているというのは、まっ赤なうそだよ。業者は絶対してないから。私も高出にたくさんアパートがあるけれど、見ていても何でも出して持って行く。そして、ある人に言われた。私が分別してなくてどうのこうのと言ったら、その人は何で言ったと思いますか。家に来る業者は何でも一緒に持っていってくれるから、よこしなさいと言って持っていってくれる。そのくらいあれだから、その辺のところしっかりしなければ、本当に業者がうちへ持って行って選別など絶対してない。アパートの人を見ていれば、何でも出ている。みんな何でも一緒にまとめて持っていってしまう。

**環境整備係長** 今、委員さんのほうからそういうお話で、クリーンセンターのほうに持って来るごみの内容について、私どもも全開検査をして、さらにこれからチェックをしていく予定でございまして、今、市内で事業系のごみを集めているのが全部で4社ございまして。その名前はそれぞれ挙げませんが、うち2社は、確実に、私ども見学に行っておりますので、プラスチックはプラスチック、燃えるごみは燃えるごみ、持って来てくれるところは生ごみも別に集めてやっているところが、これは、あります。ただ、委員さんが、今、お話になった業者は、やっていない部分に入ると思っていますので、そのところを業者の目線をきちんとあわせていかないと、これは差別になってしまいますので、その辺

を今回調査をして統一した見解をもってやっていこうと、こういうことを進めたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

**白木俊嗣委員** きちんとやってください。私も正直言って、私たちが当番で回ってきて、ごみ出すところについて、みんなそれぞれ指導している。にもかかわらず、そっちのアパートの人は、なんでもござれでみんなパッカー車に入れて持って行ってしまふ。本当に不公平だ、これは。ぜひ、その辺はしっかり指導してほしいと思う。

もう一つは、斎場、今まで2人だったのが、今度は3人になるというけれど、なぜ3人にならなければいけないわけか。これは、委託料もふえるということでしょう、これは。

**生活環境課長** 委託料はふえております。約200万円少しですけども。これは、今まで火葬炉のオペレーターお一人、それから事務的に女性の方がお一人でやっていただいておりますが。まず一つ、今までは友引の時は休みになっておりますが、その他の休みにつきましては、火葬のない時を不定期に充てておったのが実情でございます。それを今この方は、新しくこられた方、若い方なのでですけども、今、大体どこの斎場も調べさせていただきましたが、火葬に関して同じようなところでやっているものについては、火葬業務、要はオペレーターの関係ですが、2人でやっていると非常に多い体制になっています。それと一つは、今、1日に5体を受け入れております。そうしますと午前中の1、2番、それから午後後の3、4、5となっておりますが、拾骨をする時に、それが少し伸びますと次の受け入れがちょうど時間的に来ております。今、ほぼ1体焼くのに2時間弱くらいの火葬の時間になっておりますが、火葬の拾骨が終わらないと次の方のほうに待っていただいて、新しく火葬炉の中に入れるという状態です。そういう状況の中で、お一人の方をオペレーターとしていただいて、休み等の勤務体制の改善も含めまして2人体制をさせていただきたいという考え方です。

**白木俊嗣委員** 今、経費の削減をしなればいけないという時代ではないか。皆さんの言うことはわかるけれど、1日5体というけれど、最近、新聞を見てもそれほどはないよ。1日どのくらい火葬する人がふえているか示してくれればいけれども、1日5人で、1週間で、友引があつたりしても、それを休みにしても1週間に30体もありますか。1週間と言えば6日でしょう。友引がもし間に入ったとしても。

**生活環境課長** 1週間に30体は、ありません。きょうも3体でございます。ただ、他市のものも受けておりますので、その中でいけば、フルにやっつけなければいけないのもあります。今回は、その方の労働基準等も含めた改善の中では、お二人で、友引は全館休みになりますので、それ以外の時には休みをきちんと取っていただいて、それとも一つは、火葬炉の管理、それから清掃等を含めて業務をしていただくという考え方で、増員体制を考えたものです。

**市民環境事業部長** 今、課長のほうから御説明させていただいたとおりですけども、それとあわせまして、実は、前々から少し委託料をというような話はございました。今まで、いろいろその中でも業者さんのほうにもいろいろ御配慮をいただいていたところですけども、わりあい、市町村のあちこちの関係を見ましても塩尻市は本当に安いお金で、委員さん方もあそこに行って立ちあわれたこともあるかと思うのですけれども、本当にいい対応をしていただいて。実は去年も隣の市町村のほうで災害の関係で使えなくなったという時、うちのほうでお預かりした時があったのですけれども本当にお褒めの言葉をいただくほど、塩尻市を見習えというような声をいただくほど対応してきていただいておりますので、大分何年もそういう御要望も出ていましたので、今年度と言いますか来年度については、他市町村の状況等も把握する中で、少し上げさせていただいたという状況もございまして、ぜひ御理解をいただけたらというふうに思います。

**白木俊嗣委員** 皆さんは、使い分けが上手で、何か言うと他市の状況を見ればどうのこうのと言うけれど、今まで何十年とこれやってきたわけだ。そんなに不自由もないと思う、私も火葬へはよく行くけれど。ああいう中で行っても、そんなに皆さんが言うほど火葬も多いわけではないし、たぶん塩尻市だって人口が減ってきたらだんだんこれから火葬も減ってくるよ。そういう中で何か言えば他市が何だかんだ言って、皆さんが自分たちの思うようにやろうと思うので、他市の状況だ、何だかんだ調べると思う、私は、いい、もういい。

**市民環境事業部長** 一回だけ言わせてください。

**白木俊嗣委員** どうぞ。

**市民環境事業部長** 私たちが思うようにとかではなくて、私たちは何の不自由もしていないですけれども、業者さんのほうでも、本当に一生懸命、会社の中で配慮してきていただいた分もあったものですから、今回、何年も引き延ばしにしてきたところを今回やらせていただきたいということで、予算計上をさせていただきましたので、ぜひよろしくお願いたします。

**委員長** 10分間休憩します。

午後3時48分 休憩

午後4時00分 再開

**委員長** それでは、休憩を解いて再開をします。

**中野長勲委員** 193ページで不法投棄のことで少しお聞きしたいと思いますけれど、最近の不法投棄の状況を説明してください。

**生活環境課長** 係長のほうから最近の状況を御説明申し上げます。

**環境保全係長** まず不法投棄の件数なのですけれども、年間、昨年に比べまして大分減ってきている状況にあります。内訳ですが、まず家電のリサイクル系、冷蔵庫とかテレビの関係になりますけれども、こちらのほうも減ってきております。原因としましては、今、市内で家電の無料回収等を行っているところがありまして、そちらのほうへ流れている関係かと思われまして。それから、あと可燃系、不燃系ですけれども、こちらのほうも昨年に比べて減ってきている状況ではあります。

**中野長勲委員** 減ってきているということは、本当に努力が実ったかなと思うけれど、これから春先になれば、またいろいろと出てくると思うのだけれど、実際の不法投棄をやっている人の摘発という言葉はいいかないかもしれないけれど、発表するということはないですか。というのは、いつでも捨て得というのではなくて、できたら名前までは挙げなくてもマスコミで訴えてもらうとか、そのくらいの罰則というものは考えていないですか。

**生活環境課長** この前の時も、ほかの委員さんからもそういうお話がありました。大体不法投棄で5、6件、ここの塩尻市ですが、摘発されている例はございます。これは、前、委員さんのほうで市のポイ捨て条例なども、それから廃掃法でも、普通は廃掃法のほうが上位法でありますので、それで罰則適用になります。ただ最近、その特定が非常に難しくなっております。例えば、タイヤみたいなものですとだれが所有していたかというのが非常にわからない状況です。それから、そこにあるようなものでわかるようなものにつきましては、必ず警察の方を呼んで一緒に証拠として取り上げられるかどうかというものを見ながら、もしそれが取り上げられるかどうか、一応、何かそれらしきものがあ

た場合には、警察のほうで調査をして証拠になるかというところまで捜査をしておるのが実情です。生活安全課と一緒にやらせていただいております。去年の例でいきますと、一たん、それを、不法投棄されているわけですので持ち帰って鑑識の方も来ていただいた例が1件、そういうことがございます。ただそれでは特定できなかったということです。特定できた場合に、ある程度市のほうで指導をして、本人が申し訳なかったということで、全額自分で処理したので、一応、告訴までいかなかったというような事例もございますが、廃掃法の場合には、確かに警察の方が入って捜査した場合は、即罰でいきますので、ほとんど相手が特定できた場合は、廃掃法違反という形で警察のほうも対応しているのが今の実情です。

**中野長勲委員** 何回も、私は、これを言うのだけれど、というのは、実は、知っている山へ軽トラックを捨てられて、捨てられたトラックの上にごみを乗せられて、だんだんと調べたら軽トラックはすぐわかった。ところが、そのごみも最終的には名前がわかった。でも、それはそのままで終わってしまったようだけれど、これから、そういうことがないなどということはありませんので、やはり、目には目で、はっきり特定できた場合には、相当な罪を科せるくらいのもりでやってもらいたいと、私は何回も言っているのだけれど。私は経験があるので、それを。

**生活環境課長** 特定できた場合には、警察のほうも今の状態では宥容してない状態ですので、その後のことは、私どもから手を離れることもございますけれども連携してやっていきたい、さらに強化していきたいというふうには考えております。

**中野長勲委員** いいです。

**金田興一委員** 185ページのヘルスアップ推進事業の関係ですが、これは、昔の保健補導員というもののことでしょうか。

**健康づくり課長** 委員さんがおっしゃられるとおりヘルスアップ委員の方々になっております。

**金田興一委員** 確か、これは5年くらい前で、保健補導員からヘルスアップ委員になって、切りかえた当初は保健補導員というのは区長の推薦で出していて、それも保健補導員からヘルスアップ委員になって、区長の推薦ができるところはしてください。それから、それ以外に公募でも集めますよと言って、一時、出て、区長は知らないで推薦したら、うちの区には5人もいるということもあったりして、少し話題になったことがあったのですが、何か最近また区長の推薦になったというような話も聞いているのですが、この辺の経過がわかったら教えてほしいのですが。

**健康づくり課長** 詳細は係長のほうから。

**健康支援係長** 今、委員さんがおっしゃたように平成18年4月に保健補導員がヘルスアップ委員会に、区のあり方委員会等でお決めいただいて名称を変えております。その時点では、区の推薦と公募と言いまして、やりたい方が手を挙げていただいて参加いただくという方式をとっておりまして、それから3年が経ちましたけれども、なかなか公募の方も手を挙げていただく方は少ないと、それから区の推薦についても、中には区に何人かいらっしゃるところもあるのですけれども、ゼロということで推薦に至らなくなった場合もあるということで、若干伸び悩みということもありまして、実は中のヘルスアップ委員会の業務といたしましても、若干はっきり見えてこないという部分がありまして、平成22年度、来年度からは、ある程度ヘルスアップとして何をやるのかという業務を絞らせていただいて、特に糖尿病の関係なのですけれども、全国的にも3人の1人が疑わしい、あるいは可能性が高いという方がいるものですから、その辺のところを絞って、今後ヘルスアップ委員会を展開していこうという話なのですけれども、実際の委員については、実際今登録が150人、昨年度で入っていただいた新規の方が行うセミナーがございまして、セミナーも150

人参加で、約300人の会員がございますけれども、中にはセミナーだけやられてそのまま出てこない方もいるものですから、平成22年4月1日以降については、区の推薦を主にやらしていただいて、公募は大々的には公募はせずに、皆さん、そういう参加する輪の中で幾らかでも入っていただければということで、区の推薦を主に今のところ考えております。以上です。

**金田興一委員** わかりました。というのは、各地の敬老会に呼ばれて行った時に、ヘルスアップ推進委員の人たちがいろいろな劇をやったり、いろいろなものを作って感心した、実はそういう区があったのです。逆に、何しろ最近はわけがわからなくなってしまったという区長もいるものですから、これは、ヘルスアップ委員はどうなっているのかなと思ったのでお聞きしたのですが、そうするとこれは、ヘルスアップ委員会へ委託をする予算、こういうとらえ方でいいわけですか。

**健康支援係長** そのとおりです。

**金田興一委員** わかりました。

**小野光明委員** 195ページの地球環境保全事業の関係だと思うのですが、先ほど総務の関係で電力デマンド監視ということで改正省エネ法の説明がありましたけれども、少し意味がよくわからないので、その意味とメリットについて説明してください。

**委員長** 総務。

**小野光明委員** 総務でなくて、地球環境保全に、省エネなので関係するとは思いますが、年間原油換算で1,500リットルを使う場合には、エネルギー管理をしなければいけないというのはわかるのですが、そもそも目指すところはどういうところであって、そのメリットがどこにあるかわからないので、地球環境保全だと思いで、省エネということなので、こちらのほうでお伺いしたのですが、専門家がわかっていると思うので教えてください。

**生活環境課長** 改正省エネ法の主な内容ですが、今までは、その事業所、ですから支店とかコンビニみたいなものは、その1店舗についての規制をやっておりました。全体のそういうチェーン店は、全体の規制にかかる。ですからコンビニみたいなものは本社のほうと支店のほうと全部かかって、本社のほうで全体で1,500リットルの事業所はどういうCO2の削減対策をするのかという、その使用報告と次の削減計画を提出しなさいというのが、今度の4月1日から施行になります。市の場合ですと、塩尻市もその事業所という扱いになりまして、市の機関、ですから塩尻市で言えば、ここで、この建物で管轄、それから市で行っている業務については、全てそれが1,500リットルが関係すれば、通産に届出義務があるということになります。ですから塩尻市は、上水道、水道事業とか、そういうものを持っていますので、それについては該当するであろうと、今、試算しております。市の中では、それとは違う教育委員会管轄、これは別組織のような対応になっておりまして、教育委員会ですので教育委員会で管轄している博物館、もちろん学校、うちで言えば保育園的なものもそこに入ってきます。今、試算では教育委員会がぎりぎり1,500リットルを超えるか超えないかという状況でございます。ですから、その法でいきますと、それに該当になった全体の事業所の全体を通してCO2削減の、実際のエネルギーの消費量を報告すると同時に、今後のCO2削減計画を提出しなさいというのが、改正省エネ法の主なものというふうに理解しております。

**小野光明委員** そうすると、市の関係と言うと、CO2の排出量と今後の削減計画というのが具体的に立てられるということでしょうか。

**生活環境課長** それで、法的に規制云々ということまでまだ行きませんが、CO2削減の方策というのは、ソ

フトばかりではなくてハードまで関係してきておりますので、例えば、こういう施設を入れるには、その施設については、交換する時には、CO2削減を計画の中に入れて交換していくというようなきちんとした計画が、その中で通産のほうに出されるものというのが法のシステムということになります。

**小野光明委員** 省エネビジョンは、あれですね、その中に数値目標を設けて、今後はそれをもとに取り組んで行くというような方向になってくるのですか。

**生活環境課長** 省エネビジョンは、うちも市のあれで来ておりますから、一応、それをもとに考えていくべきだと思いますが、もう一つは市のほうでいけば、地球温暖化防止実行計画というものを立てて、これは、市の業務においてどのようにCO2を削減していくかというのを、計画を私どもは立ててございます。概略を言いますと、うちではISO14001をとっていますので、その内容をしっかりやって削減していくという内容になっております。そのほうの内容にあわせたCO2削減の計画を立てていくのが市のほうであると思えますし、教育委員会部署では、それぞれ施設管理の改善計画とか、その中でCO2削減に配慮したそういう改善計画なりを目指していく。それがトータル的に省エネビジョンの中で、市の中では効いてくるものというふうに思います。

**小野光明委員** 199ページの霊園整備事業の設計委託料の関係になってくるのでしょうか。議案説明資料の中で市民の墓地需要に応えるということ載っていますけれど、東山霊園の中はわかるのですけれど、去年、一昨年ですか、どこか、太田区でしたか、地縁団体が墓地を造成というようなことが、旧村部あたりだとあったりするのですけれども、そのいろいろ、いざ墓地をつくると言っても、農地法とか、墓理法の関係があつてすぐにはできないとは思いますが、そちらの、東山霊園以外の墓地需要で、よく地元であるのが、いわゆる集団墓地と言いますが、近くに畑を墓地として変わっていくような事例があたりするのですけれども、そういったところはどうなっているのですか。

**生活環境課長** 墓地、埋葬等に関する法律で、墓地については、その許可を受けないといけないわけですが、その農地が墓地になる、個人的な墓地になるということは、今、私どもは許可しておりません。ただ、今、委員さんが言いましたように、太田、それから堅石は共有地が墓地になっておりまして、その隣接地に堅石区民の方たちの需要、アンケートをとった内容で、こういう墓地経営をしたいということで届出がなされて、一応、拡幅と言いますか拡張という形で許可をさせていただきました。太田もそれと同じ隣接地でございますが、区民の方たちの需要に応じた拡大をしております許可されております。そういうものは、ほとんど今私どもが許可しているものは、そういう形のものを許可しております、個人の方がそこを墓地としてということでの新規とかは、国のほうでも、それはその地域の関係で適しているかどうかということで、なるべく許可をしないのがベターであると。うちのほうでは、そういう区とか、地縁団体等が今まで管理していた中の区の中の墓地の中を大きくする、または、宗教法人が墓地を新しくするというような場合には、周り200メートルの同意をいただいて、新規に許可を出すというようなことで努めております。個々の、例えば、今ここに私のものがあるが、隣のものでこのところがすぐ墓地になるというような内容にはなっていないはずでございますが、昔のものでいきますと、一筆の中を墓地として使っていて、その中をもし分けている、その墓地のエリアの中を分割していく場合には、その墓地経営で許可された中の経営でやっていけるものですから、墓地経営の許可はいらぬということになります。拡張に対しては墓地経営の変更、変更ではありませんが拡大の許可がいるというのが本来の形でございます。今、言われました東山霊園の拡張の中に80基を設置させていただきますが、今、一般の、私どもの東山霊園の需要というものは、だいたい約四、五十を年間で考えております。ただ、それは需要であります。抽選とか、今させていただいておるのですが、それはすぐほしいという方には、返却されたものを随時販売して



いますので、それに対応させていただきながらやっているわけで、そういう太田とか堅石の墓地の造成分も含めた中で、一応、予測はさせていただいております。以上です。

**小野光明委員** そうすると隣接地であれば農地であれ、山林であれ、拡幅は可能という解釈でいいのですか。

**生活環境課長** それは、そうではありません。墓地経営としてそのところが墓地の形態をなして、墓地経営をできるかどうかというところで判断させていただきますので、個人の墓地の横に個人の人が増設させるということはほとんど許可する方向ではございません。

**小野光明委員** 墓地経営というのはよくわからないのですが、地元の話をするといわゆる、同姓というような、いわゆる地縁団体なのですか、そこが墓地の管理というか、管理と言っても草刈りしたり何なりということなんでしょうけれど、墓地経営というと、どういうことを指しているのですか、言葉が少しわからないのですけれど。

**生活環境課長** 例えば、ここは小野家の墓地としてありますね、形態が。本家、新宅も含めまして10件くらい利用されていると。そのエリアの中は少し空いているのだけれど、通常、昔からいきますと、一番本家が真ん中で、あと新宅とかが包囲されてなっている、そのエリアの中をそういうふうに管理をしているのを墓地経営と言います。ですから10個なり、20個なりのエリアの中の同族の方たちが共同でそこを管理しているという言い方はおかしいですが、それを墓地経営と言います。ですから、今度、そこの中から私はここを出たいからその横に墓地を拡張してほしいという経営の許可については、その1個について許可はしておりませんので、その中でやっていただくか、公共、あるいは、先ほど言いましたように、区で管理している墓地の中を利用していただくという内容でございます。

**小野光明委員** もう1点いいですか。そうすると、いわゆるお寺もそういうことをしますが、お寺だと簡単にできてしまうのですか。

**生活環境課長** 宗教法人ですので、きちんと書類的な面とか、檀家総代会の決議書とか、資金計画書とか、そういう内容のものをある程度皆さんでなってきたりすれば、そこのお寺さんは宗教法人ですので、方向的には許可できる方向になっております。

**小野光明委員** 267ページの消防負担金の関係で、松本広域連合負担金の関係で、県内の消防2本部制の動向なのですが、その前に塩尻市ですと南部消防署という話があったと思うのですが、この辺、とんと聞きませんけれども、南部消防署の位置づけと言いますか、今後の方向を含めてどのようになっているのですか、お願いします。

**消防防災課長** 広域連合のほうの計画で、先般、広域の消防施設についての報告レポートが広域の中ではございました。その中で考え方は、現在のような体制の中で運営していくことが一番経費的にもいいというような報告はございますが、現在、消防の全体の広域化を図るといったようなことで、御存じのように中南信での消防体制だとかという話で検討もされています。これについては、また、16日に全協をお願いしておりまして、そちらのほうで報告させていただくようなことでできておりますのでお願いしてあります。取りあえず南部基地につきましては、現在中南信というのですか、消防の全体広域化を除いては、現体制の中で進めるのがよいかということで報告されております。

**小野光明委員** それでは、2本部制の動向をお伺いしたいと思いますけれど、大分、県内、中南信も、大分違った直後に東北信は反対の意向があったりするのですが、特にこちらのほうは、今、どのような状況になっておりますか、説明をお願いします。

**副市長** 前回はいつでしたか、広域のメリットとか、そういう将来ビジョンは、一応、つくるということで、今、将来ビジョンの案と言いますか、そういうものができて、それをお示ししてあるのが中南信の状況です。それに基づいて、

本当に今後2本部体制になった時に、どうなっていくのがいいのかということ、ことし詰めて10月頃までに一つの方向性を出そうというのが今の方針です。その前に今の状況を、それぞれの構成団体の議会の議員の皆さんによく説明したりすることが大事ではないかということで、先ほど言いましたように、この16日に全員協議会をお願いして、その場で資料をもとに御説明をさせていただきたいということで、今、やっています。県の情勢ですが、東北信のほう、少し情報としては1ブロックではなくて少し分裂というか、当面、1つはなかなか難しいので当面は2つかな、その辺はよくわかりませんが、将来的には1つになるにしても当面は少し1つは難しいというような歩みをしているようです。中南信は、一応、将来ビジョンというものをつくって、それで御理解いただければ次の段階として、例えば1つになった時には理想的にはどういう構成、どういう体制がいいのかということをもう少し研究してやるほうがいいのかということで現在やっているところで、あまり内容的には進んでおりません。資料が、きょう、ないものですからいけないのですが、全協で詳しくまた御説明申し上げたいと思います。

**小野光明委員** 将来ビジョンはわかりましたけれども、微妙な、いわゆる中南信についてですけど温度差があるように思うのです。その辺は、どのように副市長はとらえているのですか。微妙に違うような気がするのですけれど、逆にこういう言い方はあれかもしれないですけど、松本広域はしっかり固まっているのだけれども、いわゆるおんぶにだっこのような状況はまずいよとか、その本音のところ、どのような議論をしているかわからないので。

**副市長** ちょっと私もどこがどういう状況かということとはよくわかりません。どういう感じかとか、今、これからそれぞれの市町村で資料を読んで説明しようということでやっています。ただ、消防の形体が松本広域は、広域連合の大きい本部ができてきちんとしたしっかりした体制ですね、はっきり言うと、いわゆる本部体制と言っていますけれど、ほかのところでは、消防の形態がいろいろなやり方あって、広域とは言いながら実際のその中を見ると、それぞれの市町村ごとに運営しているということもあります。自まかない方式と言うのだそうですけれども、そういうところは消防職員がやっていなくて、市町村の職員が消防のほうへ回ったりするようなこともやっているわけです。それを果たして一本にした時にうまくいくかどうかということは、心配はあります。ありますけれど、そういうことは課題として整理しておいて、トータルとしてやる時にどういう方法が一番いいのか、今までのような体制を継続しながら一本化するのがあるのか、あるいは全体を完全な一つにしてピラミッド型の組織にするのがあるのかということ、これをこれから踏み込んで検討していこうというのを今やることです。個々の自治体がどう判断するかということは、今、説明会をする中で、それをまたみんなで意見聴取しようというところが、今、それぞれの広域ごとに話し合っているところだと思います。

**委員長** そのほかございますか。ないようでしたら、歳入部分に関しましては取りあえず終了させていただきます。次に歳入に関しましての部分に移りたいと思います。説明を求めます。

**財政課長** それでは、予算書の16、17ページからお願いいたします。1款市税中個人市民税につきましては、個人市民税の約84%が給与所得でございまして、景気低迷の影響により大幅な減少が予測されまして、前年対比4億6,900万円の減額で計上するものでございます。法人市民税につきましても、景気低迷によりまして大幅な減少が予測されまして、前年度対比3億4,680万円の減額で計上するものでございます。

2項固定資産税につきましては、土地及び償却資産が減少見込みでございまして、家屋につきましては新築により増加傾向にございまして、平成21年度の徴税見込額から推定いたしまして、前年度対比で1億1,800万円の増額で計上するものでございます。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、県や国の施設について固定資産税がわりに交付されるもので、7,555万7,000円を計上するものでございます。

3項の軽自動車税につきましては、原動機付自転車は減少傾向にございますが、軽四輪乗用自動車が増加傾向にございまして、前年度対比で960万円の増額で計上するものでございます。

次のページの4項市たばこ税につきましては、本年10月1日から1本当たり税で1.75円引き上げとなりますが、喫煙者の減も考慮いたしまして、前年度とほぼ同額の3億6,000万円を計上するものでございます。

5項の鉱産税も景気低迷の影響による採掘量の減に伴いまして、前年度対比で14万円減の20万円を計上するものでございます。

6項の特別土地保有税につきましては、5,000平方メートル以上の土地保有に対する課税となりますので、1,000円の目だし計上でございます。

7項の入湯税は、入湯客の減少に伴いまして、前年度対比80万円減額の300万円を計上するものでございます。

都市計画税につきましては、前年度とほぼ同額の3億7,720万円を計上するものでございます。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税につきましては、これまでは地方道路譲与税でございまして、道路特定財源の一般財源化に伴いまして、地方財政計画で57.4%の増となっておりますので、前年度対比で6,800万円の増額でございます。

以下、譲与税関係、それから次のページの利子割交付金から22ページの交付金、それから24ページの9款地方特例交付金、これまでににつきましては、地方財政計画にならっての増減率により計上をしたものでございます。

10款の地方交付税のうち普通交付税につきましては、地方財政計画に基づきまして6.7%増の48億円で計上するものでございますし、特別交付税につきましても2.3%増の4億5,000万円を計上するものでございます。

11款の交通安全対策特別交付金につきましては、交通違反等の反則金の3分の1が市町村に交付されるものでございますが、前年度と同額の1,400万円を計上するものでございます。

以下12款の分担金からは、前年度と比較して増減の大きなものを中心に説明させていただきますのでよろしくお願いたします。分担金、負担金のうち次の26ページの1目民生費負担金、これが872万2,000円減額となりますのは、児童福祉費負担金中、説明欄の保育料につきまして、やはり景気の影響によりまして所得階層が低い方向にシフトされることを想定いたしまして、前年度対比で940万円余減額の3億9,130万5,000円の計上とすることによるものでございます。なお、長時間保育等負担金につきましては、新たになります広丘東保育園、これが開設に伴いまして長時間保育の時間拡大をすることなどから利用者増を見込みまして、137万9,000円増額の2,473万4,000円を計上するものでございます。

13款使用料及び手数料のうち1目総務使用料、これが前年度対比で201万2,000円の増額でございますが、これは、説明欄の中の市民交流センター使用料、これを開館に伴いまして、貸館使用料210万円を見込み計上したことによるものでございます。

次の衛生使用料の185万円の減額は、施設使用料の減額によるものでございます。

5目商工使用料につきましては、前年度比較で702万4,000円の減額でございますが、これは説明欄等には出てまいりませんが、塩尻インキュベーションプラザが平成22度から指定管理者制度による管理となりまして、インキュベーションオフィスにかかわる使用料720万円余が減額となることによりまして減額となるものでございます。

次の28ページ6目土木使用料中、土木管理使用料の地域振興バス使用料につきましては、路線、ダイヤ改正がございますが、20万円増の400万円を計上するものでございます。

また、その下でございますが、広丘駅周辺整備によりまして、新たに広丘駅タクシー駐車場使用料18万4,000円を計上するものでございます。

次の30ページでございますが、1目総務手数料が315万6,000円減額でございますが、これは、戸籍住民基本台帳手数料の今年度平成21年度実績に基づきまして、戸籍手数料等を減額計上としたためでございます。

次の32ページ、2目衛生手数料、これが223万7,000円減額でございますが、清掃手数料のうち説明欄の市外し尿処理施設利用手数料、これが平成21年度まで朝日村の農業集落排水の汚泥を受け入れておりましたが、これが公共下水道化により減額となるものでございます。

4目の土木手数料、これが160万2,000円減額でございますが、都市計画手数料中の建築確認手数料、この申請件数が減少傾向にございますので、前年度比較で167万9,000円を減額いたしまして、511万8,000円で計上したことによるものでございます。

34ページ1目民生費国庫負担金、これが10億5,485万3,000円増額となりますのは、児童福祉費負担金中、説明欄の一番下の子ども手当創設による子ども手当負担金、これが11億8,411万1,000円改造となることが主な要因でございます。また、児童手当につきましては、平成22年度は、子ども手当の中に包括されるということになりまして、平成22年度分の単独支給はございませんが、平成21年度の2月と3月分の2カ月分のみ平成22年度に支払うという形になります。このため、児童手当関係の負担金は10カ月分が減額となるものでございます。この原因は、児童手当の支給が6月と10月と2月の三半期でまとめて支払いとなっているためでございます。ですので、子ども手当につきましても、児童手当と同じように6月と10月と2月の三半期の支給となるため、平成23年の2月と3月分の支給は平成23年度の給付となりますので、平成22年度につきましては10カ月分の予算計上となるものでございます。

また、子ども手当の4つ上の黒ポツの児童扶養手当負担金7,568万9,000円につきましては、母子家庭の増、それと平成22年度からは、中途からになります父子家庭にも拡大されるため、1,124万1,000円の増額で計上するものでございます。

次の1目民生費国庫補助金が1,158万8,000円減額でございますが、これは、次のページの5節の老人福祉費補助金の地域介護・福祉空間整備等交付金の減額によるものでありまして、平成21年度まではこの交付金で対応しておりました小規模多機能型居宅介護施設等への補助金が、国の経済危機対策によりまして補助限度額が増額されまして、県の基金からの補助となったことにより、この科目からは減額となるものでございます。

次の2目の衛生費国庫補助金が571万2,000円増額となりますのは、2節保健衛生費補助金の疾病予防対策事業費等補助金571万2,000円の改造によるものでございます。この補助金につきましては、女性特有のがん検診に対する補助でございまして、補助率は2分の1でございます。

4目商工費国庫補助金が4,060万円減額となりますのは、平成21年度は大門中央通り地区市街地再開発事業、ここの額が大きかったものでございますが、塩尻駅周辺整備事業、塩尻駅南地区市街地再開発事業、暮らし・にぎわい再生事業補助金を計上するものでございます。

次の38ページの5目土木費国庫補助金が1億2,428万5,000円減額となりますのは、広丘駅周辺整備事業

の終了によりまして9,600万円が減額になることが主な要因でございます。なお、説明欄の社会資本整備総合交付金の道路は、川岸線、堅石通学線、堅石高出線、吉田原通り線等にかかわる交付金でございます。同じく社会資本整備総合交付金の塩尻駅周辺地区につきましては、広丘西通線、平出一里塚線、大門高出線、郷原大門線にかかわる交付金でございます。また、社会資本整備総合交付金の住宅につきましては、渋沢団地と定住促進住宅にかかわる交付金でございます。

次の6目教育費国庫補助金が1億162万4,000円増額でございますが、これは4節の社会教育費補助金の一番下の(仮称)高出地区センター、こちらの8,510万円の計上が主な要因でございます。

総務費国庫補助金の10億940万円の減額につきましては、市民交流センターのまちづくり交付金でございます。

40ページの2目民生費委託金が508万1,000円増額となりますのは、2節の児童福祉費委託金の子ども手当事務取扱交付金の483万9,000円の計上が主な要因でございます。

次の県支出金の1目民生費県負担金が1億1,009万7,000円減額となりますのは、2節の児童福祉費負担金の児童手当関係の負担金が1億1,800万円余減額となることが主な要因でございます。先ほど国庫負担金のところで御説明申し上げましたとおり、児童手当につきましては、平成21年度の2月と3月分の2カ月分のみ平成22年度に支給となるため、児童手当関係の負担金は10カ月分が減額となることによるものでございます。

42ページの2項県補助金の1目総務費県補助金が1億8,165万6,000円の新規増となりますのは、安心子ども基金事業補助金のひとり親家庭等の在宅就業支援事業分の計上によるものでございます。100分の100でございます。

次の2目民生費県補助金が7,615万3,000円増額となりますのは、次のページの3節老人福祉費補助金の介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金5,250万円の改造が主な原因でございます。この補助金につきましては、国庫補助金のところで御説明いたしましたとおり、国の経済危機対策により補助限度額が増額されまして、補助金であったものが県からの補助となったことによるものでございます。

次の3目の衛生費県補助金が509万9,000円増額となりますのは、2節の保健衛生費補助金の妊婦健康診査支援事業補助金の増が主な要因でございます。妊婦の超音波検診が4回に拡大されるものでございます。

次の4目労働費県補助金が4,207万6,000円増額となりますのは、ふるさと雇用再生特別事業と緊急雇用創出事業、これの対象事業の増によるものでございます。

次の5目農林水産業費県補助金が2,220万6,000円増額となりますのは、2節林業費補助金中、森林造成事業補助金で信州の森づくり事業分が増額となったことによるものでございます。

46ページの3項委託金中1目総務費委託金が4,905万円増額でございますが、これは4節選挙費委託金で県知事選挙費委託金、参議院議員選挙費委託金等の計上によるものと、次のページになりますが5節統計調査費委託金で、国勢調査分を計上することが主な要因でございます。

次の50ページの2項財産売払収入中、1目不動産売払収入が1,930万円増額でございますが、これは市有地売払収入の2,580万円の中に旧中町駐車場用地を奈良井公民館用地として売り払うため2,100万円を計上したことが主な要因でございます。

次の17款寄付金で722万5,000円の増額でございますが、商工費寄付金で駅前広場植樹の寄附金として200万円、また、土木費寄付金で、定住促進住宅の地元寄附金として522万5,000円を計上したことによるもので

ございます。

52ページの4目住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金が128万6,000円皆増となりますのは、この特別会計におきましては、平成22年度は、起債償還額よりも貸付金の返済額が多くなりますので、その歳入超過分を一般会計へ繰り入れるものでございます。

2項の基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金5億円等、総額で平成22度は9億4,600万円を繰り入れるものでございます。

54ページの財産区繰入金につきましては、平成21年度は財産区議会議員選挙の繰り入れがございましたので、この分が全額減額となるものでございます。

56ページでございますが、3項貸付金元利収入中、1目勤労者融資対策預託金元利収入及び2目の中小企業融資あっせん資金預託金元利収入につきましては、それぞれの預託金の増額に伴いまして増額となるものでございます。

次のページの58ページの5項の雑入中、2目弁償金の平出遺跡復元住居火災損害賠償金52万円につきましては、平出遺跡復元住居家屋の加害者の損害賠償金でございます。

60ページの5目雑入が全体で2,015万2,000円の減額でございますが、これにつきましては、63ページの一番下になりますが、資源物売却金が、この額は平成21年度は2,379万円を計上いたしましたが、資源物のうち特に古紙の買い取り単価が落ちてきているため、総額で829万8,000円減額の1,549万2,000円で計上することによるものでございますし、また、次の64ページの8節消防費雑入の消防団員退職報償金、これが平成22年度は退職見込み者数の減によりまして、1,840万円減の1,150万円を計上することが主な要因でございます。

66ページ市債でございますが、1目総務債につきましては、平成21年度は市民交流センター取得にかかわる合併特例債が7億4,300万円余ございましたので大きく減額となるものでございますが、合併特例事業債基金分につきましては、平成21年度と同額の5,000万円を積み立てるため、この額の95%、4,750万円の合併特例債の借り入れをするものでございます。

補償金免除繰上償還につきましては、先ほど歳出のところでお話しました本市では6%以上の金利の負債が対象となりまして、国の予算の範囲内としているところでございますが、当面、5,000万円の予算計上をさせていただいたものでございます。

2目の民生債では、広丘東保育園の建設事業と榎川保育園の設計委託料の起債を計上するものでございます。

3目の農林水産業債では、地或活性化事業債といたしまして、農業用水路等の改修工事に対する起債を計上するものでございます。

次の68ページの4目の商工債では、平成21年度は大門中央通り地区市街地再開発事業に合併特例債3億9,500万円余がございましたので、この分が大きく減額となりますが、塩尻駅周辺整備、塩尻駅南地区市街地再開発、暮らし・にぎわい再生事業にかかわる起債を計上するものでございます。

次の5目土木債では、高校北通線と床尾団地整備の完了により大きく減額となりますが、1節道路橋梁債で広丘東通線や川岸線などの道路にかかわる起債を計上するものでございますし、2節の都市計画債では、塩尻駅周辺地区として大門高出線、平出一里塚線、郷原大門線の起債を計上するものでございます。3節の住宅債では、渋沢団地の実施設計委託料の起債を計上するものでございます。

次の6目消防債では、小型動力ポンプ3台と消防ポンプ自動車1台にかかわる起債を計上するものでございます。

次の7目教育債では、広丘小学校の体育館、(仮称)高出地区センター、洗馬小学校グラウンドの夜間照明、奈良井公民館建設補助にかかわる起債を計上するものでございます。

次の70ページの臨時財政対策債につきましては、地方財政計画に基づきまして、51.1%増額の13億6,000万円で計上するものでございます。

歳入につきましては以上でございますが、7ページをお願いしたいと思います。第2表債務負担行為でございます。土地開発公社の借り入れに対する債務保証、また塩尻市振興公社の借り入れに対する債務保証、また合併処理浄化槽排水設備の資金融資に対する損失補償とか、本会議会議録検索システムなどのリース契約につきまして、次の8、9ページまで当年度の債務負担行為を設定するものでございますのでお願いいたします。

続きまして10ページの第3表地方債でございますが、先ほど歳入のところで御説明させていただきました起債につきまして、それぞれの起債の目的、限度額、起債の方法等を定めるものでございます。以上でございます。

**委員長** 歳入全般の説明をいただきましたが、ちょうどいい時間でありますので、これで本日の会議は延会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは、明日午前10時ということで、本日の会議は延会とさせていただきます。どうも御苦労さまでございました。

午後4時57分 閉会

平成22年3月10日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 森川 雄三 印